

厚岸町議会 第1回定例会

平成18年3月9日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番池田議員、11番岩谷議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、これより一般質問を行います。
質問は通告順によって行っていただきます。
初めに、13番、菊池議員の一般質問を行います。
13番、菊池議員。
- 菊池議員 皆様おはようございます。
第1回の定例会、一般質問通告により第1回目の質問を行います。
1番目に、今、この道東地方にとって急激に浮上してきた話題といえば、厚岸道立自然公園の国定公園化のニュースであります。そこで今回、国定公園化に係る件につき、地元であります厚岸町及び3町にまたがる広域連絡協議会、いわゆる国定公園化連絡協議会が促進中であります本件の進捗状況並びにこれに係る厚岸湖における漁業を営むための漁業行為懸案事項についてお尋ねいたします。
まず、（1）国定公園化連絡協議会の取り組みをお伺いします。
アとして、計画案の進捗状況についてご説明願います。
（2）厚岸漁業協同組合との合意を得るための町側の考え方についてお示しいただきたいのであります。
アとして、漁業者が厚岸湖内において、カキ漁やアサリ漁などの漁業行為について、町行政がとらえている国や道の示す見解と、地元漁業者が将来に向けての漁業行為についての限界の課題、ここでは理解を得てもらえない点についてどうとらえておられるのかお示しいただきたいと思います。
イとして、漁業協同組合が第三種特別地域のまま合意を得るための方策はどう考えているのか。
ウとして、この後、厚岸町と漁業協同組合とが諸問題をクリアできて、3町がすっきりした形で足並みをそろえ、地元の理解を得て、国定公園化への道を歩むことができることが最大の願望であるわけでありますが、このことについて、実行できていくことに

なっていくのか、お考えをお示しいただきたいのであります。

2として、厚岸湿原と水鳥観察館が果たす役割をさらに推進するための施策づくりについてであります。まず、(1) 別寒辺牛湿原と河川等、自然と主な野生動物や鳥類の四季を通じての種別、活動地域の現況についてお示しいただきたいのであります。

(2) として、湿原と河川が厚岸湖に恵みの役割を与える関係のPR手段の増強をということで、湿原が厚岸湖の魚介類、珪藻類等、生物の活性化に好影響を与えている効果があることをさらにアピールする方策の展開をどう考えておられるのかお示しいただきたいのであります。

(3) として、水鳥観察館の年間来館状況並びに開館以来の累計入館数をお知らせくださいませ。

3番目に、環境基本計画への取り組みについてお伺いいたします。

まず、(1) 現況についてお伺いします。

アとして、豊かな環境を守り育てる基本条例施行以来2年が経過しましたが、これの進捗状況についてお知らせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

13番、菊池議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、国定公園化の進捗状況と、これにかかわる諸懸案事項についてであります。

国定公園化連絡協議会の取り組み及び計画案の進捗状況については、北海道釧路支庁長が主宰する、厚岸道立自然公園国定公園化連絡協議会は、昨年6月10日に設立されて以来、関係各機関事務レベルによる幹事会における3回の実質的な協議を経て、昨年11月16日に開催された第2回連絡協議会で、釧路、厚岸、浜中、標茶町の4町にまたがる約3万2,000ヘクタールを区域とする、仮称厚岸霧多布昆布森国定公園の公園計画北海道素案を了承しました。

その後、昨年12月の第4回幹事会で、公園計画の微調整を行った上で、各関係機関の意見を本年1月末日までに集約することとなり、本町は漁業者及びその関係者との調整がついていないため、漁業活動に対する規制強化につながらないことを前提に計画素案に賛成する旨、及び漁業者の不安解消に向けた十分な配慮が必要である旨を添え、文書を連絡協議会に提出したところであります。

次に、漁業者やその関係者との合意点についてであります。漁業者及びその関係者は、厚岸湖が公園区域になることにより、将来、漁業活動に対する規制が強まるおそれがあるとして、厚岸湖を公園区域から除外するよう主張しております。

一方、北海道と厚岸町は、道立自然公園第三種特別地域に指定されている現在、日常の漁業活動に何ら支障がなく、国定公園の第三種特別地域にあっても、同様の法体系にあることから、これまでと何ら変わらないことを繰り返し説明しております。

しかしながら、漁業者及び漁業関係者は、将来の法改正や北海道などの人事異動による対応の変化、さらには、全国から訪れる旅行者の厳しい指摘などにより、これまでの

漁業活動が将来にわたって続けられる保証はないとしております。

こうした主張を受け、北海道は環境省とも協議しておりますが、環境省は、厚岸湖をこの公園区域内の中心に位置し、産業活動と自然の風景が調和した景観は、第二種特別地域にも匹敵するという高い評価をしており、厚岸湖の除外は、国定公園化を後退させる要因になりかねない状況にあります。

したがって、厚岸町といたしましては、厚岸湖を第三種特別地域として公園区域に含めることを前提に、漁業者及びその関係者と引き続き協議を行い、理解を求めてまいりますが、北海道が連絡協議会で示している国定公園北海道案の今年度中の国への申し立てが実現するかどうかについて、現段階では難しい状況にあるという認識を持っております。

次に、2点目の厚岸湿原と水鳥観察館が果たす役割をさらに推進するための施策について、別寒辺牛湿原と河川など、自然と主な鳥獣類の四季を通じての種別、活動域の概況であります。

町内において鳥類は206種類、獣類は42種類が確認されており、詳しくは資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

このうち、湿原や河川、厚岸湖を生活の場、または生活の場の一部としている鳥類は、100種を超え、獣類も同様に、生活の場の一部としている種もあります。

これだけ多種多様な鳥獣類が生息するのは、湿原に生息する動植物が生態系の構成要素となり、食物連鎖の一員として成り立っているからと考えられます。

この湿原と河川が、厚岸湖の魚介類などに好影響を与える要素として、湿原にある泥炭層を水が通過するとき、植物プランクトンの栄養素となる鉄分を含んだ有機酸が付加されると言われております。また、大雨などによるはんらんを防ぐ水資源涵養機能と急激な水温変化を防ぐ調整機能があるとされ、いずれも厚岸湖の魚介類にとっては好ましい環境をもたらしていると考えられます。

水鳥観察館の年間来館状況であります。平成16年度において1万6,145人、平成7年度の開館以来の累計数は15万4,026人となっております。今後は、湿原における「自然と人と産業の共生」をさらに図り、湿地とそれを取り巻く環境の有効活用のための調査・研究及び自然の価値の普及啓発を進めることを重点に、施策として推進していきたいと考えております。

最後に、3点目の厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例に基づく環境基本計画策定の進捗状況であります。事務を担当する環境政策課において、これまで類似計画の収集分析を行い、これをベースとして素案のたたき台を作成し終えた段階であります。

今後におきましては、町の基本情報数値が管内、全道、全国でどのような位置にあるのかの比較調査を行います。比較的若い年代の町民や町職員を主体とした検討会議を立ち上げ、ここでの意見をたたき台に反映させて素案を作成する。その間、町広報誌により、広く町民の意見を求め、各種団体に素案を示し、意見を聴取して反映させる。検討会議で集約、調整した素案を、役場内組織である環境政策調整会議に示し、調整を図る。町民検討会議及び環境政策調整会議で調整を終えた素案を、厚岸町環境審議会に諮問し、答申を得る。答申後に、町の政策会議に諮って計画として確定させる。

以上の手順で進めるべく作業中ですが、現在は本年4月に町民検討会議を立ち

上げ、順次作業を進め、平成18年度中の完成を目指して作業を行ってまいります。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 ただいまは町長より私の質問の大きな項目3点について、質問の要旨に沿って順次ご回答をいただきました。

まず初めに、国定公園化の進捗状況についてであります。昭和30年道立自然公園に指定されまして、59年に期成会が発足、そしてこのとき漁業協同組合も参加しておりますね。漁業協同組合は、問題点の話し合いを要望したが、話し合いは一切なかったと言っています。魚組との合意点について、官民双方の見解の課題について、ただいまいろいろとご回答いただきましたけれども、ずばり言って、官、役所の方は漁業行為については従来どおりでオーケーで、何ら変更や規制はないと言っています。しかし、民、漁業協同組合は、もしかしたらという将来への不安を抱えている。端的に言って、こういう構図といいですか、見解の状態になっていると感じます。

第三種特別地域のまま合意するための方策については、これは先日の漁組理事との懇談での言い分から判断すると、今のところでは無理というか、行政が合意を得られるための過程を踏んできていないだけに、非常に困難なのではないかという状況にあると見えています。町長の回答でもそのように言っています。

ということは、漁組との問題点についての話し合いの欠如ということでもあります。懇談の中から組合長が述べていたことを簡潔にまとめてみると、こういうことをお話しされて、その苦労の後をうかがい知ることができるのであります。合意を得られない点を強くしていることには、ピックアップしてみましたが、このようになっております。

1つは、厚岸湖内、湾内、それぞれ漁業者の生活基盤になる地域の大きな問題として、この問題はとらえてきたと。

2つ目に、昭和30年に道立自然公園に指定を受けて、昭和59年に国定化へ向けて期成会ができ、組合としてそれに参加しつつも、問題点があるので漁業者としては解決をお願いをしてきたと。

3つ目に、平成5年に厚岸湖がラムサール条約登録湿地になるときも賛否両論があったが、組合としては賛成多数で賛成したと。ただし、漁業にとって弊害がないようにということで、当時の環境庁の課長から、プロミスペーパーまでいただいている。約束事の一つに、条約に賛成したことが国定化に結びつかないこととしていますが、それにもかかわらず、平成5年には期成会が組合への話し合いが持たれないまま北海道に陳情活動を行っている。そして以後6、7、8、9、10、11年と、毎年毎年陳情活動をしている。であるが、組合に相談することなく国定公園化運動が進められてきている。

組合が、いわゆる漁業者が大きな不安を抱えているのに、何の解決策もないまま期成会が今後も継続して陳情活動を行うのは問題だということで、当時の澤田町長へも相談したところ、前町長は、国定公園化に向けて順調に事が進むように、最大限の努力をするという約束をしました。しかし、その後も何一つ話がなかったということでもあります。

4つ目に、平成17年になってから、町の方から浜に説明会ということで出向いてもら

い、貝殻を海中に戻すことはどうなのか、砂を入れるのはどうなのかなど話が出たが、問題ない、従来どおりの形で結構ですとの結論だったと。

このような問題に対しても半年もかかるということは、平成5年に環境庁からオーケーのお墨つきをもらっているとはいうものの、この間、人間がかわったからか、時間がかかり過ぎる。だから、漁民としては、人間がかわり、法律が変わってくれば、もしかしたらこの湖で仕事ができなくなるのではないかという不安、先進地であるサロマ湖、三陸、広島、知床半島などの漁業者は、行政が問題なしとは言うものの、非常にやりづらくなったと一方では言っている。そういうことで、第三種指定ということについては、いつ何ときそういう問題が降りかかるという大きな不安があると言っています。

5つ目に、私は諸般の問題点とは何かということについて質問しましたら、その説明では、貝殻に有機物、いわゆる貝柱がついていることはいけなないと。砂も泥系統でなく、火山灰的なものと言われている。

6つ目に、平成5年にラムサール条約に署名して、国定公園に結びつくものではないという一札もいただいているということです。

7つ目に、第三種は管理も今までどおりでは問題ない。しかし、国定公園に昇格すれば、今度は国が管理することになる。今までとは違うという。

8つ目に、昭和59年から組合として町側に同じことを何度も言ってきたけれども、第三種の取り外しに関する協議について、なぜこれが実行できないでここまで来たのかという不満を述べています。町の対応に落ち度はなかったかどうか。

9つ目に、中身の部分をなぜ議論してもらえないのか。4町の連絡協議会というものがある。厚岸のことで釧路町、浜中町、標茶町と一緒に進めているのに、反故になんてできないでしょうなどと組合が心配している。

最後に、厚岸湖が第三種でなくても、国定公園ができないのかと。浜の声をぜひ受けとめてほしい言っているけれども、道庁は難しいと言っているけれどもなどと、いろいろと実情を訴えておりました。

次に、国定公園化運動に関しての2月26日日曜日でした。午後1時半から開催のシンポジウム、内容は早期実現をアピールするためとありますが、1992年、平成4年6月の定例会でございましたけれども、ここに議事録を持っておりますけれども、私が町民の理解を得るためには、ぜひシンポジウムの開催をと提言しております。あれから14年にもなります。そのときの町側の答弁は、本意見を参考に実施を検討するとしています。今になってせっぱ詰まって開催するのは遅過ぎたのではないかなと思うんですが、いかがですか。

もっともっと早目に開催していれば、まだまだ以前にも町民あるいは漁民たちの理解度が違っていたのではないかと思います、いかがですか。

シンポジウムでの釧路支庁の環境政策課の方の説明を聞くと、一目瞭然、理解度が一段と進むのではないかと感じましたが、いかがですか。

次に、先ほど答弁しておりましたけれども、今日までの漁協への説明会はどのくらい行われたのか。開催年月日と対象者と参集人数をお知らせください。

そこで、最終的に漁業者側はどういう受けとめ方となっていたのか、報道では理解を得られないとしています。

次に、今現在、漁協の理解を得られていないということは、懇談のときに話も出ましたが、平成5年ころのラムサール条約登録湿地ころからの組合とのコンタクトが余りなかったのではないかなと思うんですが、町長は常日ごろ、厚岸町の振興は、特に水産の水揚げがなくては成り立っていかないと述べておりますが、町としてこのことについてどのように進めていこうとしているのか。漁民の反対、理解を得られない場合でも進めていこうとしているのか。町長が代表である、3町が進めている連絡協議会が、それらの状況はどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

次に、湿原と河川が厚岸湖に恵みの役割を与える関係のPR手段として、自然との共生について、野生動植物、資料をいただきましたけれども、ヒグマ、キタキツネ、エゾシカ、リス、タンチョウ、オオハクチョウ、ガン、カモ類、そのほか野鳥がいつものように生息活動できるように、湿原、川は豊かな海を育てます。湿原、川を守り、豊かな海を育てよう、森づくりは豊かな海をはぐくみます。森づくり、目指せきれいな川や海などの環境を守る標語募集や、紙芝居などを作成しての読み聞かせや、CDを作成してのPRなど、児童・生徒たちの関心を深めて将来の町づくりを目指す。また、厚岸周辺を訪れる観光客や来訪客に印象づける、そこに住む人々がこれらの事柄に関心を持ち、町ぐるみで取り組む。

それから、こういう方法の国もあったので紹介してみますが、海外旅行をしてお隣の国、韓国でこういうことを研修しました。それは、韓国のハワイと言われる済州島、韓国名チェジュドでは、漁業環境や観光に影響にならないようにするため、あらゆるホテルなどの宿泊施設では、海の環境を良好に維持したいため、洗剤は石けん使用にご協力くださいとポスターで忠告をしていたのが印象に残っています。

話は戻りまして、また2月3日金曜日ですが、情報館で開催されました1日環境講座、厚岸湖との正しい付き合い方を聞きに行った一人でございますが、あのような催しは、参加者にとってかなりのアピール効果があるものと感じたわけですが、ああいう感じでわかりやすいように、それなりの講座タイプの催しとスライドまたは映像スタイルで時折開催するとか、役場ロビーか海事記念館に、訪れた人がボタンを押すと、その流れが一目でPRできる方法など、宣伝手段は幾らでもあると思いますが、いかがでしょうか。

講座の内容の一つ、二つをピックアップしてみますと、水揚げの推移からわかってきたことの中に、森林伐採とともにカキの水揚げが減少したことがあるという、いわゆる森林は海の恋人ということで、植林の大切さということが、さらに印象を強く感じたことと受けとめました。

さらには、アマモが成長、群生して、これらのアマモに付着している珪藻がカキ、アサリのえさとなり、アマモの生育いかんが魚介類の増減につながるということも報告され、二枚貝育成のためには、森林や河川、湿原の保全が重要不可欠な課題であるとしています。

水鳥観察館は国設鳥獣保護区として全国初の施設でありまして、環境省建設で町が管理運営をして、単なる観光施設ではなく、自然保護、環境保全を視点に置いた啓蒙活動の施設として平成6年度完成しましたが、入館数を見てもみますと、もう既に15万人を超えているということでもあります。この水鳥観察館も、厚岸湿原や河川の状態を動植物や鳥類、獣類などを見ながら観測できる地点として、大いにPRしていったらいいのでは

ないかと思えます。

環境基本計画現況について、アとして、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例施行以来2年が経過しましたが、ただいまその次の状況について答弁していただきましたが、この基本条例には、厚岸町、厚岸湾、厚岸湖、別寒辺牛川、別寒辺牛湿原を抱えるとともに、そこで暮らす人々は漁業と酪農を営んでおり、その中で環境の大切さ及び自然との共生をアピールしています。

そこで、町の責務として、環境の保全及び創造に関する施策について、必要な調査研究をし施策を策定しなければならないとあり、町民の責務としては、この施策に協力しなければならないとあります。環境基本計画を定めるに当たっては、施策の長期的な目標、基本的事項を定めようとしています。第17条には、良好な水環境の保全について記してあり、河川、湿原、湖沼、海域の安全な水環境を確保することについて述べています。目標を持った以上、環境政策課も頑張って進めてほしいと思います。

一応今、一連の答弁をした中から、組合との懇談の内容から受けとめた漁民等の受けとめ方、国定公園化連絡協議会の取り組みとの、漁協との合意点関係、漁業行為についての官民双方の見解の課題等について一応述べました。それと、別寒辺牛湿原と河川との関係、環境を守り育てる基本条例について述べましたが、私の質問に対して、2番目の回答をお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

私からは、国定公園化にかかわる主たる総体的な答弁をさせていただきます。詳しくはそれぞれの課長、そしてまたその他の課題については、それぞれの担当課長から答弁をさせます。

まず、国定公園、ご承知のとおり、道立公園になりましたのは、お話のありましており昭和30年です。早いもので、今日51年目を迎えたわけであります。その間、昭和59年になりましてから、国定公園にふさわしい道立公園であるということで、国定公園化に向けての期成会が発足いたしました。この期成会の構成員といいますのは、釧路町、浜中町、厚岸町の漁業協同組合を初め、各産業団体の長並びに町の自治会等の長、そしてもちろん首長がその構成員になっておるわけであります。その会長は、地元厚岸町の首長が会長を続け、今日、私が会長という立場にあるわけであります。

そういう運動の成果が実りまして、平成16年2月になって、北海道は厚岸道立自然公園に別寒辺牛湿原を加えて、国定公園の指定を目指す方針を固めたわけであります。その結果、道費をもって国定公園にふさわしいかどうかの自然環境調査及び社会環境調査をいたしたわけであります。その結果、平成17年に入りましてから、高橋知事が17年度中、すなわち本年度中に国定公園の指定を環境省に申し出をいたしたいということに相なったわけであります。

しかし、ご指摘がございましたとおり、国定公園化に当たりましては、漁業者の皆さんから漁業活動が制約されるんではないかという心配がありまして、しかもまた、去年の12月8日、厚岸漁業協同組合、川崎組合長以下理事者、役員が役場においでをいただ

いて、その中で厚岸湖を国定公園の枠から外していただきたいという正式な要望があったわけであります。

しかし、私といたしましては、厚岸湖は道立公園においても重要な位置づけがされ、また先ほどの答弁で申し上げましたとおり、環境省においても、北海道におきましても、国定公園になっても何も変わるものではない、重要な位置づけをいたしておるわけであります。

そういう中で、今日を迎えているわけでありますが、私といたしましては、何といても漁業は厚岸の基幹産業であります。漁民が反対の中で国定公園化を推進するということは、町長としてやはり一番大事なことは、町民の合意を得るということが重要な課題と考えております。既に構成町であります浜中町、釧路町は町民の合意を得ております。厚岸町だけであります。そういう意味において、町長の責任を重く感じておるところでございます。

今後、北海道、さらにはまた環境省と漁民に対しての理解を求めるべく、最善を尽くしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） まちづくり課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えを申し上げます。

1つは、これまでの国定公園化運動の経過の中で、漁業協同組合とどのような打ち合わせあるいは協議を行ってきたのかというご質問、事実経過についてまずお答えをしたいと思います。平成5年に厚岸湖別寒辺牛湿原がラムサール条約の登録湿地になったという経過がありますが、その段階で、漁業者及び漁業関係者から厚岸湖の指定についていろいろな問題点が出され、いろいろ協議をした結果、当時の環境庁の野生生物課長と漁業協同組合組合長が文書を交わして、いわゆる将来の漁業活動を保障するという趣旨の文書を交わしたという経過がありました。

その後も、平成6年に入っても国定公園化の陳情は続いたわけでありますが、それに対して漁業協同組合から、平成5年の段階でそういう議論をし、国定公園化の指定にはつながらないという文書を交わしているのに、平成6年になぜまた陳情を繰り返しているのかというような趣旨でのお話があったというふうにお聞きしておりますが、それを受けまして、平成6年6月21日に、漁協役職員と町との協議を行っております。

その中でさまざまな意見が出されたということは、記録に書かれておりますけれども、それを受けまして、その協議の後、平成6年8月1日に3町広域観光推進協議会総会が開かれております。これは、釧路町、浜中町、厚岸町の広域観光を推進する協議会ですが、その総会の中で当時の会長が、漁業関係者の合意が前提条件でなければ、国定公園の指定はあり得ないという発言をし、その基本方針にその趣旨が加筆されたということになっております。

さらに、漁業協同組合では、平成6年10月に網走国定公園地域の現状把握の視察に出かけているという経過もございまして、その経過を踏まえて、現時点における組合の立場というものを文書にまとめまして、町長あてに提出をされております。その内容によりますと、自然の景観を守ることは、地域住民としても疑義を挟むものではないが、実

態として漁業経営の見地から、諸所の制約を受ける懸念があり、本問題は軽々と賛否を唱えることは不適當と考えられる。したがって、促進運動そのものについては、組合として現時点で賛同し行動することを凍結すると述べている。今後さらに慎重な検討を重ね、漁協及び地域漁民の基本的態度を決定するべく努めたいというふうに、漁協の努力目標についても触れられているところでございます。これが、平成6年度の協議であります。

その後、平成6年をもって国定公園の期成会の陳情もそれで一たん、情勢の変更がないということで中止になり、その後は釧路管内の開発期成会という場での陳情に姿を変えて、ずっと陳情を続けてきたという経過があります。その間、平成15年までは、漁協と町がこの問題に関して協議をしたという記録は、今私の手元にはございません。

それで、平成15年の春ごろから、この国定公園化が進みそうだという内々の話がありまして、それからまた協議の場が復活をしております。平成15年7月11日には、厚岸漁協との打ち合わせ、漁協の専務ほか3人と厚岸町は課長ほか2人が参加をして、国定公園化の状況説明を行っております。

その後、平成15年11月27日には、また打ち合わせがありまして、国定公園化に向けた陳情活動の経過と最近の動きについて説明をいたしております。これも、漁協の組合長ほか理事、幹事、職員の方、厚岸町からは課長ほか2人が出席をしております。

それから、平成16年2月になりまして、北海道が自然環境調査、社会環境調査を行うということを発表いたしました。その内容について、町の課長以下2人が漁協に出向きまして、専務理事ほか2人の方に説明をしている、そういう機会を持っております。

さらにその後、16年5月28日、漁業関係者に対する説明会を行っております。これは、自然公園の仕組み、道立自然公園と国定公園の比較などについて説明をしたということでもあります。このときは、漁業者の方も29人ほど出席をされていたという記録が残っております。

それから、平成16年11月10日には、漁協組合長と町長の協議が行われておりまして、ここでは、3町の国定公園期成会の再スタートに当たり、引き続き構成員となることを要請しております。それに対して組合長は、ラムサール条約登録の際の合意形成の手法及び国定公園に昇格することによる規制の強化に対する心配がクリアされるのであればということで、期成会に加わることに同意をしております。

さらに、12月8日、町長が組合長と会ったすぐその後であります。新聞報道で北海道新聞が、「道議会、国定公園厚岸申請へ」と報道したことについて、漁協組合長から町長に抗議の電話があったという経過があります。11月にそういう合意形成の手法について、漁業者の心配がクリアされるのであればということで、期成会に加わることに同意したばかりなのに、もう北海道が国定公園指定に向けて動き出したということについての抗議であります。

それから、平成16年12月、厚岸道立自然公園国定化昇格促進期成会が臨時総会を開催して、運動の再スタートをするという確認を行っております。この際も、漁協の方も参加をしております。

平成17年2月25日、漁業関係者に対する説明会を行っております。この内容は、自然公園法及び漁業規制についての説明、その際、アサリ漁場の保全管理にカキ殻を利用す

ることが法律に触れるものか否かについて疑義が出されまして、北海道釧路支庁は持ち帰って検討するということになったということでございます。このとき出されたアサリ漁場の保安全管理にカキ殻を利用することについては、平成5年に環境庁と漁業協同組合が交わした文書の中には、この問題については含まれていないということでございます。新たな問題として提起をされたということでございます。

この間、平成17年6月に、先ほど答弁いたしましたように、釧路支庁長主宰する協議会が発足をし、1回目の協議会が6月8日に厚岸町で開かれているということがありました。その説明かたがた、平成17年7月には、その後の8月1日に予定されている期成会総会への出席要請を兼ねて、私が漁協へ出向きまして、専務理事ほかに要請を行っております。

平成17年8月1日が、新たなスタートを切った国定公園化促進期成会の総会でありましたけれども、この段階で再スタートのための役員体制、事業計画を承認しております。この総会には、漁業協同組合は欠席をしております。

先ほど質問がありましたシンポジウムにつきましては、この8月の総会の中で、活動計画として樹立されたものでございます。

その後、平成17年9月2日、この総会の経過報告に私が漁業協同組合へ出向いております。さらには、支庁協議会、支庁が中心となって進めている協議会の幹事会で示された、いわゆるたたき台、地図を持参して説明に伺っております。

平成17年9月16日、3町期成会の町内の構成団体、厚岸町だけの構成団体による協議を行っております。この場において、公園計画のたたき台の説明及び名称問題の協議を行っております。ここには、漁業協同組合からも出席をいただいております。

それから、平成17年11月16日、漁協役職員に対する公園計画素案の説明に出向いております。漁協役職員でございます。

その後、11月22日、漁業者に対する公園計画の説明会を行っております。この中では、今問題になっております厚岸湖の区域を含めることについて、将来の漁業活動に不安があるので外すべきだという意見が出されております。その前の16年の説明会においてもそういう意見があったというふうに聞いておりますが、その段階では、北海道の釧路支庁の方から、それはできないという、厚岸湖を外すことはできないという返答をした場面もあったというふうに聞いております。

それから、平成17年12月8日、漁協から町への要請、先ほど町長が申し上げました要請がございました。

それから、平成17年12月27日、北海道の田中環境室長が来町して、漁協組合長と会談をするということがありました。その中で、厚岸湖の一部を公園から除外することについて打診があったので、持ち帰って検討するというふうに、北海道の田中室長は回答をしたということをお聞きしております。

それから、18年に入りまして、1月23日に、厚岸道立自然公園国定公園化促進期成会町内会員による協議を行っております。この段階では、北海道素案ができておりましたので、たたき台から一歩進んだ素案についての説明を行い、さらには、問題になっている漁業者の不安といったことについても、率直に説明をいたしました。

それから、平成18年2月1日には、北海道から自然環境課長が来町をいたしまして、

漁協組合長から打診のあった、厚岸湖の一部除外について環境省といろいろな案を示してかけ合ってみたけれども、思ったような返事は得られなかったと。厚岸湖は今第三種であるけれども、第二種にも匹敵する価値があるということで、漁協の組合長からの提案についてはなかなか難しいものがあるというお答えをしたというふうに聞いております。

それから、18年2月6日に、また同じ北海道自然環境課長が来町して、漁協組合長にお会いをしております。2月1日に来たときには、漁協組合長は不在だったということで、2月6日に再度来て、組合長に直接説明をするという場面がありました。

さらには、18年2月10日には、釧路支庁長、厚岸町長、厚岸漁協組合長の三者会談が行われております。

そして、26日のシンポジウムというところに至ったものでございます。

この間の長い経過の中で、たび重なる協議が行われておりますが、特に平成6年における協議の結果、結末あるいは平成6年に漁協組合長から町に提出をされた要望の文書、これを見ますと、その段階においては、厚岸湖の国定公園化についてどうこうという方向性はまだ示されていなかったという状況がわかると思います。

具体的な協議が始まったのは、平成15年6月ごろからということになっているところでございます。

それから2つ目、シンポジウムの件で、1992年6月定例会での質問で指摘をした、それに対する町の回答は、検討するという回答であったということでありました。それについては私は承知しておりませんでしたけれども、この国定公園化計画というのは、指定に向けての方向性が定まった段階で公園計画あるいは公園区域というのが定められるものでありまして、そういったものがない中でシンポジウムを開くということも、なかなか難しかったのかなとは思いますが、しかしながら、その時点におけるいろいろな考え方に基づいてシンポジウムを企画するということは可能であったのではないかと、いうふうに思っておりますけれども、それは実現しなかったということでございます。

私といたしましては、この仕事につきましてから、直ちに町民の皆さん全体、しかも3町でありますから、全体にその計画について知らせる必要があるということで、ちょうど計画素案がまとまった段階でありましたので、そういったタイミングでシンポジウムを行わせていただいたということでございます。

以上が事実の経過でございます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、ご質問の2点目、3点目についてお答え申し上げます。

まず湿原、それから河川、さらに森づくりが豊かな海を育てるというご質問者のご意見でございました。まさしく私どももそのように認識してございます。このことについてもっとPRした方がよろしいのではないかと、いう趣旨でございますが、水鳥観察館におきましては、そういった関係を研究する方に助成するという制度がございます。現在、その研究の募集をしているところでございますが、18年度につきましては、特に厚岸の

自然環境と漁業資源、そういった関連づける研究をしてほしいということを、現在ホームページそれから研究機関、大学などに送付いたしまして、現在その公募をしているところでございます。

これまでは、水鳥観察館の基礎的な調査ということでございましたが、今度はそれにより一次産業に結びつけた研究に進めていって、それをPRしていきたいと、その結果に基づきまして、PRしていきたいというふうに考えてございます。

それから、先月3日に行われました1日環境講座ということでございました。これにつきましては、厚岸湖の水質環境という中で、山と川、それから湿原との関連にも講師の方々に触れていただきました。

こういったことを継続的に行われてはというご質問でございますが、実は議会が閉会した後になろうかと思いますが、3月24日の金曜日でございます。1時30分から、「河畔林の働きとつくり方」と題した講演会を予定してございます。主催は釧路支庁でございますが、これまでの厚岸の取り組みを評価していただきまして、講師としては、道立水産孵化場の研究員の方、それから道立林業試験場の研究員の方ということになっております。

ですから、海の方から、それから山の方からということで、両方の研究をされている方からご意見をいただくということでございます。河畔林ということでございますが、河畔林につきましては、これは北大の厚岸臨海実験所の向井教授が研究されているテーマでもございますが、河畔林は川を通じて河口域沿岸に有機物を供給する重要な川の要素であるというふうに述べられております。そういったことで、海に関連づけるお話がその場であろうかなというふうにも考えてございます。

そういったことをPRする手段として、子供たちにもということでございますが、教育委員会と相談いたしまして、環境教育推進委員会という組織もございます。それから、総合的な学習という場もございますので、そういったところと連携をしながら、将来を担う子供たちへのPRということにも努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、環境基本計画についてでございますが、これから4月に町民、若い人たちを主体にした検討会議を立ち上げたいというふうに考えてございます。その中で、条例にございます基本理念というのが4項目ございます。環境への負荷を低減する努力を続ける、人と自然との共生が実現されるようにする、それから資源の適正な管理、循環的な利用の推進等の良好な環境の改善に関する活動に取り組む、将来の町民に良好な環境を引き継いでいけるようにということでございます。

それから、将来の長い、おおむね50年ぐらいを想定した理想的な姿をまず掲げて、それを目指すために10年間で何ができるかということで、町の責務、それから事業者の責務、それから町民の責務ということを、この検討会議、それからいろいろな町民各層の皆様のご意見をいただきながら策定してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

●菊池議員 いろいろと町長並びに課長から答弁していただきました。

国定公園化連絡協議会の計画案の進みぐあいについて、いろいろ状況を説明していただきましたけれども、漁民の理解を得られないということは、現段階では難しい状況ということで、足踏み状態にあるということですね。この状況では平行線。はっきり言って、行政側の動き方が遅い。

シンポジウムにせよ、説明会にせよ、あのころから話があったんですよ、漁民からは。59年に国定公園連絡協議会がもうできているわけでしょう。平成4年ですよ、私が質問したのは。同じことを質問しているんです、同じことを。もっと先に進めていれば、早く理解を得られたと思うんですよ。遅過ぎる、進め方が。

59年期成会、平成5年ラムサール、問題点の解決策について協議を要請するも、行政は聞いてくれず今日まで来てしまったわけでございます。もうこんなことを考えてやりとりしてたって同じことの繰り返しですよ。あとは考えられることは、道州制の動向に目を向けて、地方への権限の移譲、北海道あるいは厚岸町の条例設置で漁民の理解を得る方法に期待するとか、そういうことにしかならないと思うんです、今の状態では。

国は外交、防衛、通貨の方に専門になって、あの方々はみんな地方にゆだねると、移譲するという状態、これは先の話でございますけれども、今の状態から持っていったら、そういうことしか考えられないです。

漁業者が湖内でカキ、アサリ漁をする漁業行為について、国は環境省、道は水産林務部及び釧路支庁の環境政策課の見解では、オーケーであると、こういう漁業行為ができる状態であるということを、同じことの繰り返しの中であっても、漁民の理解を得られない、厚岸湖を第三種から外してくれということの繰り返しの状態になっているということは、やはり、先ほど私が指摘したとおり、組合に対しての説明が、コンタクトが少なかったということですよ、はっきり言って。だめだ、本当にこんな状態でいたら。

町長は今までの町議会において、国定公園については、その実現に向けて努力すると述べています。漁協でも、国定公園化には基本的に賛成だと言っていますし、その懸案事項が解決されればよいことであるし、ただいま議論されたことから判断し、ぜひともこの問題解決に向けて頑張っていただきたい。

次に、野生動物と鳥類が四季を通じて厚岸湿原で活動している状況が、資料のとおり、これだけ多くの鳥や獣が、果ては魚類までが生息し、活動していることが資料によって示されましたけれども、まさにこの町において、多くの野生動植物、鳥類と人間とが共生している事実であります。人が1万1,000人余り、野生動物や鳥類が四季を通じて各種、何百種類という、まさに自然との共生の町でありまして、湿原と川が厚岸湖に恵みの役割をしている。つまり、湖の魚介類、珪藻類等の海洋性、湖沼性、動植物の生物活性化に栄養を含めて好影響であるということは、良質な環境状況にある厚岸であるということでもあります。これは、人が自然界の環境面への配慮というプロミス、約束が守られて、初めてなし得る事実であります。

そこで、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の進め方に目を移すことになります。が、計画段階に入っている状況にあり、現在進行形という状況であります。ぜひともしつかりとした計画プランを望むところであります。

本日質問の大きな1、2、3にすべて共通関連した質問をさせていただいたと認識し

ていますが、町の取り組みは一生懸命されておられますが、いま一度漁業者や住民に理解を得るために、さらなる啓蒙活動を期待いたしまして私の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 国定公園化の問題について、再度私から答弁をさせていただきます。

ただいま菊池議員からは、国定公園に向けての町の取り組みについての厳しい姿勢があったわけであります。

先ほどお話しいたしましたとおり、期成会ができてから、もう22年目です。この間、私の先輩の首長、菅原邦夫さん、澤田昭夫さん、そして今日の私、それぞれ国定公園化に向けては、厚岸町の将来の発展を考えるならば、国定公園化すべきである、みずから期成会長として全力を尽くしてきておると思います。当然私もそうであります。

しかしながら、先ほど担当の福田課長から説明がございましたとおり、いろいろな経緯があるんです。すなわち、平成6年10月18日において、厚岸漁業協同組合から国定公園化の促進運動そのものについては、組合として賛同し行動することはできないという文書が当時の澤田町長あてに来ているのであります。澤田町長はそれを受け、その後、期成会の活動は有名無実になったのであります。そのかわり、国定公園化の運動については、釧路地方開発期成会がかわって運動を展開しておったのであります。

しかし、私が町長になりましてからは、先ほどお話しいたしましたとおり、国定化については一気に現実味を得たのであります。私といたしましては、昭和59年にできた開発期成会を再開すべきであるということで、平成16年2月に漁業協同組合の組合長とお話をし、再開についての協力を申し出たのであります。

このことについては、先ほど説明があったとおりであります。私はその中で、漁業協同組合の考え方については、この期成会の中でいろいろと意見を申し上げていただきたいということを強く要請し、合意を得たのであります。

さらにはまた、私が町長になりましてから、この国定化については重要な課題であるという認識のもとで、それと同時に過去の経緯からしても、漁民の理解を得ることが促進につながるということで、私が承知しているだけでも、漁業協同組合に私の町職員並びに助役、北海道の担当課長並びに責任ある環境室長、それぞれ10回ぐらい出向いております。しかしながら、いまだに理解ができていないという現状にあるわけでありまして、私も今後とも不安を払拭するために全力を尽くしてまいりたい、そのように考えておりますので、どうかこの点については、菊池議員のいろいろなご指摘も当然でありましようけれども、いろいろな経緯があったということもご理解をいただきたいと思うわけでございますので、どうか菊池議員の国定化に対するご質問を謙虚に受けながら、これからは厚岸町長として、また3町の期成会長としても、その責務を果たしてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 湿原、それから河川、それから森ということで、その環境

を守ること、それから厚岸には多様な生物がいるということでございます。地形的な要素もございますが、例えば厚岸湖にいるカキ、アサリなどの生物、これは全国的にもそうですねけれども、当然沿岸域にあるということでございます。河口域や沿岸は、陸と海が大きく異なった生態系のはざまに位置するということで、海と陸、それからその中間にある地帯、そういったものが多様に展開された中で、厚岸町においては生態系が循環して維持されているということでもあります。その中に漁業活動も当然入ってくるということでございます。

この研究は、先ほど私申し上げましたが、北大の臨海実験所の向井教授がよく研究されております。向井教授の知見も得ながら、次に進めてまいります環境基本計画、この中にもこういった考え方を取り込みながら策定してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

●南谷議員 本定例会に当たりまして、さきに通告書を提出してあります、この通告書に基づきまして、2点、質問をいたします。

今年になりまして、町民の大きな関心事は、道新が発表いたしました、スーパーフクハラの出店意向表明であります。この件につきまして、昨年3月18日、新年度予算特別委員会におきまして、6番、佐藤議員が質問をされております。まずもって、6番議員さんに質問する了承を賜りたいと存じます。

当時は、出店のうわさの段階で、課長の答弁も町や既存の商工業者へ余り影響のないよう、情報の収集に努めたいとの答弁にとどまっております。

2月中旬に商工会の方へ、スーパーフクハラ側の方からわざわざ出向きまして、出店の意向表明がなされ、建物総体面積が180坪ぐらいの面積であり、雇用も40人くらい地元採用の計画であると聞き及びましたが、この出店の動向についてお尋ねをいたします。

2番目でございますが、大規模小売店舗立地法の骨子でございますが、この骨子は、周辺の地域において、通常存することが期待される環境とあり、この内容でございますが、当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態に加え、当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性、この両方を生活環境ととらえて、この生活環境を保持しつつ、大規模小売店舗の立地が行われることとうたわれております。

この法律の見地から、騒音防止対策はどうなるのか。また、廃棄物等の保管や物品の運搬処理は、さらに、建設予定地の周りは厚岸湖に面しております。強風や高潮など、大変自然環境の厳しいところでもあります。汚水、汚物の流出、これらの防止対策などはどうなっているのか。厚岸湾・湖への影響についてお尋ねをいたします。

3番目でございますが、交通対策について伺います。

当該地は、厚岸大橋のたもとにあり、今は交差点といっても、その多くが本町へ向かう車、また反対に役場の方に向かって来る車がほとんどでございます。スーパーフクハラが出店するとなると、これは話が変わります。平常時でも大変だと思います。通勤時

のラッシュの時間帯、さらには、花見やカキ祭りのときなど、車の大渋滞が予想されるわけでございます。渋滞だけであればまだいいんですけども、歩行者の安全の確保や車のスムーズな走行対策はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

4 番目でございますが、スーパーフクハラが出店することによる影響でございます。町外資本のポスフルがあるんですけども、ポスフルが繁盛しても、厚岸町にお金が落ちないという話をよく耳にするんですが、町の税収その他の収入を含め、例えば水道料金や下水道料金など、フクハラが出店することで、町にどのような影響があるのでしょうか、お尋ねするものでございます。

5 番目に、スーパーフクハラが出店することで、地元雇用や資材、物資などの調達など、町へどのような影響を及ぼすのか、お尋ねいたします。

2 点目でございます。平成18年度水産予算についてお尋ねをいたします。

町長は、一昨日、平成18年度町政執行方針で、活力に満ちた豊かな産業の育成を唱えられました。この中で、水産業は漁港整備、カキ種苗センターの運営支援、沿岸資源の増大対策として、大黒島沖に漁礁の設置やヒトデ駆除事業、昆布漁場改良事業など、各種漁業の支援の継続、さらには厚岸版ハサップマニュアルを作成し、生産物の品質管理向上を目指す方針を述べられました。

水産予算でございますが、平成16年度決算時点でございますが、直轄の第三種厚岸漁港、さらには第一種床潭漁港整備事業、海岸保全事業など、これらの計上が2億9,970万円ほどございました。このほかに、町報厚岸2月号に記載がなされておりました、一般会計ベースで農林水産事業費10億2,614万円のうち、水産業は12.2%の1億2,591万円が記載されておりました。この数字だけを見ますと、農業、林業を下回っておることも事実であります。平成17年度水産業予算は7,604万円でございます。今会計年度、平成18年度でございますが、本年度の予算が6,900万円の予算計上されておりますが、まずもってこの概要についてお尋ねをさせていただきます。

次に、厚岸湾・湖の環境調査について伺います。

ご承知のとおり、厚岸湾・湖の湖内では、多くの養殖漁業が営まれており、生産者の皆さんの関心事は、生産の場である厚岸湾・湖の環境保全だと思います。この対策の基礎となるのが、地道な環境調査の積み重ねと私は考えます。

この事業の推進に当たっては、生産者、組合、町、行政関係機関がそれぞれしっかりと連携をすることが不可欠であります。平成18年度、町はこの環境調査事業をどのように対応されるのか、お尋ねするものであります。

厚岸町の産業の構造上、漁業の生産向上は不可欠であると考えます。町長が執行方針で述べられました、活力に満ちた豊かな産業の育成、その一翼を担っている漁業であります。漁業の活性化には、生産増を目指した増養殖事業の強化対策が必要と考えます。この対策は、18年度はどのようなになっているのかお尋ねし、第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3 番、南谷議員の一般質問にお答えいたします。

まず、スーパーフクハラの出店意向を受けた町の対応についてであります。スーパーフクハラから町に対する出店の意思表示はありませんが、町内における一定規模以上の土地の取得にかかわる届け出が提出され、また道路、上下水道等の状況調査の実施、その他商工会への説明内容などを総合しますと、本町港町への出店を予定しているのは、ほぼ確実と見られます。

また、出店の規模は、大規模小売店舗立地法の届け出基準面積を大きく超えることが予想されており、その立地が周辺の地域の生活環境を保持しつつ、適正に行われるよう、今後北海道や関係機関と連携しながら、対応をしてまいります。

次に、大規模小売店舗立地法に基づく環境対策についてであります。大規模小売店舗で発生する一般的な騒音としては、荷さばき作業、ボイラー吸排気音など設備から出る騒音、駐車場の騒音などが予想されますので、法に基づく届け出があれば、資料を調査するなどして、適切に対応してまいります。

廃棄物の保管、運搬処理への対応であります。保管においては、必要な保管容量や悪臭や、衛生上の問題が発生しない施設整備を求めていく必要がありますし、処理については、事業系一般廃棄物として、町が収集運搬し処理することを想定しております。

厚岸湾、厚岸湖への影響についてであります。ごみの散乱を防止する措置を初め、雨水及び雑排水や汚水の処理方法についても、環境への影響が出ないように、重要な課題として当該業者と十分協議してまいります。

交通対策については、既に釧路土木現業所厚岸出張所や厚岸警察署と協議を始めておりますが、有効な対策を見出すことが非常に困難な状況にあります。その理由は、立地予定地が幹線道路から奥に入り込み、行きどまりに近い状態で、しかも道路及び歩道拡幅が狭い町道しかないので、現状のままでは車両、歩行者とも通行に大きな障害が予想されるためです。

計画どおり立地する場合、北海道、厚岸町とも道路の線形や構造を大きく変えることは現状では困難であり、当該業者の自助努力により、限りなく安全な進入経路の確保と誘導標識の設置、混雑時の人員による誘導などを適正に行うよう求めていかなければならないと考えています。

次に、町の税収及び水道、下水道使用料などの収入の面での影響はとのご質問ですが、まず、町の税収ですが、課税される税の種類としては、土地、建物に係る固定資産税、都市計画税、法人町民税の均等割及び法人税割が想定されますが、課税年度は固定資産税及び都市計画税の賦課期日が1月1日であること、また法人町民税については、当該法人の定める事業年度終了後、一定期間内に申告納付することになるため、直接の税収は平成19年度以降となる見込みで、その税額等につきましても、店舗の規模や法人の資本金や従業員数が明らかでない現段階では、予測することができないことをご理解いただきたいと存じます。

また、その他の収入についてであります。水道料、下水道使用料、下水道受益者負担金が見込まれます。これまで伝わっている情報から類推すると、水道料では200万円程度、下水道使用料では150万円程度となりますが、これも施設や設備の規模により大きく変わりますので、確かではありません。

なお、下水道受益者負担金につきましては、当該業者が出店を予定している場所は下

水道が整備されていないため、新たに污水管を敷設して、供用開始区域にしなければなりません。その整備にかかる費用は400万円ほどになると予測しております。

さらに、出店が地元雇用や資材調達などにどのような影響があるかとお尋ねについてですが、正職員の地元採用が行われるのであれば雇用の場の創出につながりますが、臨時、パートの採用だけにとどまるならば、地場産業と労働力の奪い合いになる可能性があります。

また、地元からの資材等の調達については、経営方針などが明らかではありませんが、地元の食材や資材を最大限活用するよう働きかけてまいります。

次に、平成18年度水産予算の概要についてのお尋ねであります。厚岸町一般会計予算のうち、水産業費では前年度に比較して704万円減の6,900万7,000円であります。

内容として、水産振興費の主な事業としては、漁業近代化資金利子補給は増額計上となるものの、昆布漁場改良事業、ヒトデ駆除事業など、町単独補助事業は継続いたしますが、前年度比10%減額となるほか、昨年漁協で導入したサンマ選別機など、国庫補助を活用した事業について、今年度は町の会計を通さず、国と道が全額負担する事業を導入することによって、2,160万3,000円少ない2,021万円の計上となりました。

漁港管理費は、主に廃油処理施設の閉鎖に伴い、北海道からの委託金が廃止され、277万1,000円の減額となりました。

漁港建設費は、第一種床潭漁港東部で、緩傾斜護岸工事が着手され、全体事業費1億3,500万円のうち、町負担分1,440万円を計上し、前年度比1,421万4,000円の増額となっております。

養殖事業費は、新たな事業として、海洋観測機器の購入と厚岸シングルシードカキ「カキえもん」養殖漁業者の増加に伴い、種苗生産期間延長のため、これらに要する経費について増額計上するもので、前年度比582万4,000円増の2,340万4,000円を計上しております。

水産施設費は、昨年奔渡漁村センターの下水道排水設備が終了したことにより、前年度比236万5,000円減の263万3,000円となっております。

このほか、町の会計を通さない国直轄の事業では、第三種厚岸漁港は、今年度事業費として5億8,000万円であり、前年度比1億3,000万円の増額となっております。

また、北海道の事業では、地域水産物供給基盤事業のうち増殖場関連では、今年度国と北海道が全額負担する漁礁設置事業として5,300万円が予算化されております。

次に、2点目の厚岸湾・湖の環境調査はとお尋ねであります。カキ種苗センターが行っている厚岸湖・湾の水環境については、長期間にわたるデータの蓄積が必要なことから、幾つかの観測定点を設定して、プランクトン量、水温などの9種類の項目について観測、分析しております。

今年度新たに、これまでの機器より精度が高く、観測データの長期間計測可能な海洋観測機器を導入することによって、定期観測データの精度を向上させ、より有益な漁場環境データの蓄積を行うことが可能となります。

次に、3点目の生産増加を目指した増養殖強化策をとのお尋ねであります。本町の沿岸漁業形態は、昆布漁を主軸にカキ、アサリ、ホッキ、小型定置など、複数を組み合わせて経営している漁業者が多いのが実態でありますので、資源の増大対策と持続的利

用を可能にする適正な漁場管理を図ることが必要です。

このため、今年度も北海道が事業主体であります、地域水産物供給基盤整備事業や厚岸漁業協同組合が事業主体となり継続して行っている昆布漁場改良事業、ヒトデ駆除事業、肉食性巻き貝、いわゆる三角ツブ駆除事業、ニシン中間育成事業、漁場造成環境調査事業など、町単独補助事業につきましては、厳しい財政事情ではありますが、本町の経済を支える柱の一つとして支援を継続するとともに、今後とも漁協と連携しながら、沿岸漁業の振興を図ってまいりたいと考えますので、ご理解願います。

●議長（稲井議員） 3 番。

●南谷議員 再質問をいたします。

1 点目のスーパーフクハラ出店意向について伺います。

先刻、スーパーフクハラの建物の坪数を、私は180坪と申したかもしれませんが、1,800坪でございます。厚岸湾・湖は漁業生産の場であり、漁業者はもちろん、町民にとりましても、守っていかなければならない貴重な自然の財産であります。町として、大規模小売店舗立地法を遵守し、強い指導と厚岸湾・湖の環境保全に努めるべきと考えます。

また、当該地は周りが海でございます。現在、周りにフェンスもございません。買い物客や子供たちの安全対策も必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、交通安全対策でございますが、先ほどの答弁では、当該業者の自助努力により、限りなく安全な進入経路の確保と誘導標識の設置、混雑時の人員による誘導等を適正に行うよう求めていかなければならないというご答弁がございました。これだけでよろしいのでしょうか。衝突事故や人身事故が発生してからでは困りますよね。町民の安全を守るため、スムーズな通行の流れにするためにも、最大の配慮が必要と考えます。考えているだけではだめですよ。早急に何らかの対応を考えていかなければならないと、私は考えます。

例えば、橋の改造も含め立体交差など、将来構想も含めて、急には無理でしょうけれども、十分検討の余地があると思います。万が一があってはならないことであります。早急な対応というのは不可能かもしれません。少なくとも、そのくらいの大きな課題であると私は考えますが、いかがでしょうか。

さらには、町への影響でございますが、既存の商店へ町としてどのような対応をされていかれるのか。また、町づくり中心市街地活性化計画は、このスーパーフクハラが出店することによって、どのようになっていくのかお尋ねいたします。

2 点目でございますが、平成18年度水産予算について再度お尋ねいたします。

一般会計ベースで水産業費は、18年度、前年比704万円減の6,900万7,000円となる。町長から、水産振興費に始まって、それぞれ目ごとに説明をいただきましたが、先ほどの説明の中で、国と道が全額負担する漁礁設置事業が5,300万円予算化されていると述べられましたが、この事業の内容と町の会計との関係、さらには、一般会計以外の水産予算、先ほどもちらっと出ていたんですけれども、例えば漁港予算などを含め、平成17年度と対比して、総体の水産予算というのはどのようになるのか、お尋ねいたします。

厚岸湾・湖の環境調査は、先ほども申したんですけれども、本当に地道な積み重ねが必要で、その効果というものはなかなか表に出ない。そして、生産に結びつかないものでございますけれども、現状、浜の皆さんや組合独自の継続は、私はなかなか困難であり、今後の取り組みも含め、どのように考えておられるのか所見を伺います。

増養殖事業の強化策につきましては、先ほどのご答弁で、厳しい財政事情であります、本町の経済の柱の一つとして支援継続すると、力強いお言葉をいただきました。ぜひ頑張って推進していただきたいと存じます。

しかしながら、時代の流れ、自然環境の厳しさというんですか、財源も厳しい、それでも私は、町長は惜しみない努力をされていると拝察をいたしますが、現状の水揚げ維持、さらには将来の水揚げ増を目指した増養殖事業の強化対策が必要ではないでしょうか。水産資源の増大に関する2目水産振興費、5目養殖事業費の合計で、平成17年度は5,939万3,000円、これを対比しまして、本年度は4,361万4,000円でございます。要するに、増養殖事業に係る予算計上、直接結びつく科目がこれかなという判断をしておりますけれども、毎年下がってきております。その中でも、そのうち一般会計ベースからの拠出が3,122万4,000円の計上でございます。現状では目いっぱいの数字であるでしょうけれども、長期の視点に立って、浜の皆さん発で、資源の回復や増大施策が不可欠ではないでしょうか。

資源の増大の実現に向け、組合としっかり連携をとり、国や道の制度をもっともっと活用し、しっかりとした水揚げ増産対策が必要と考えます。町長の所見をお尋ねし、再質問いたします。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えを申し上げます。

まず、厚岸湾・湖の貴重な自然の財産を、これを大型店舗の立地からどう守るかということでもありますけれども、環境保全に強い指導力を発揮してほしいということでありました。

まず、雨水対策につきましては、これまでどおり道路側溝との接続によって適切に処理をしていきたいというふうに考えておりますし、汚水につきましては、先ほども申し上げましたように、ここは今下水道供用区域ではありませんが、下水道を早急に整備をして、それにつないで処理をするという方法をとってまいりたいというふうに考えております。

さらには、ごみにつきましては、適切な保管施設を整備していただいて、その上で厚岸町が収集運搬を行うという体制にしてまいりたいと考えております。さらには、安全対策として、フェンスの設置というお話がありましたが、建物が厚岸湖からどれぐらい近づいたといいますか、こういった位置に建つのかということも少し考えなければなりませんし、当然お客様の安全対策として、フェンス等の設置については、これは必須の条件として当該業者に意見を申し上げるという考え方でおります。

次に、交通対策でありますけれども、自助努力だけでよいのかということでもあります。

現状の道路、すぐに、例えば開店までに道路を直すとか広げるとかいうことは、なか

なか難しい問題があることはご承知いただけるかと思います。その上で、今、釧路土木現業所厚岸出張所及び厚岸警察署と議論をしているのは、現状の道路敷地の範囲内で最大限できるということですか、今の状況の中でできることについて協議をいたしております。

例えば、厚岸大橋をおりてまいりまして左折をいたしますが、すぐ右折する道路があります。こういったところの手前に右折レーンを設けるなどして車の処理ができないかといったようなことが議論されておりますし、それから、厚岸大橋をおりて右折しようとする車が出てくるだろう。そこを一方通行にするか、進入禁止にするのか、こういった規制の措置については考えなければならないというようなお話が今出ております。

しかしながら、こういう状況の中で業者が大型店を立地させるということは、業者にもそれなりの自助努力をしてもらわなければならないというのも当然のことです。

したがって、業者の自助努力と、私どもとしては、現状の道路構造の中でどういう規制ができるかといったようなことで、お客様等々の安全対策を考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、厚岸大橋からの立体交差、そういったようなご提言もありました。将来の都市計画としては、厚岸大橋からおりて、どのように今の道道を改良していくのかといったような課題もあると思います。今のご意見を踏まえまして、将来の都市計画に向けていきたいというふうに考えております。

それから、既存の商店への対応の問題であります。既存の商店、中心市街地活性化基本計画をつくる際にもいろいろな議論をしておりますが、現状、大型店の立地が規制できない状況の中では、やはり、それぞれの店が特色のある品ぞろえ、特色のあるサービスあるいは大型店と競合しない業態への変更などというものがなければ、今の一般商店が商売を続けていくことは難しいであろうという話になっておりますが、そういったことに努力をそれぞれしていただくということが基本になろうかと思います。

この大店立地法というのは、大型店の立地を規制する法律ではなくて、受け入れを前提とした環境整備のための法律というふうに、以前の法律とは趣旨が変わっておりますので、そういった意味で、既存の商店に影響があるから立地に反対するといったようなことはできない法体系になっていることについてご理解をいただきたいと思います。

さらに、厚岸町中心市街地活性化基本計画との関連についてのお尋ねがありました。この計画につきましては、平成15年1月付で公表し、計画期間は前期の5年間と、平成16年度からの5年間と、それ以降という形の計画になっております。

その中で、旧マルハ大洋漁業跡地の位置づけにつきまして、計画区域の一角を占めている。中心市街地区域の一画を占めている。現状は、良好な市街地環境形成の阻害要因になっている。いわゆる空き家といいますか、古い工場がそのまま建っているということで、環境阻害要因になっているということの評価。

したがって、施設跡地の有効活用を検討し、環境の改善とともに活性化に役立ちますというふうに、この計画案の中では述べております。具体的にどうするかにつきましては明らかにしておりませんが、商業集積ゾーンには位置づけておりません。したがって、大型商業施設の立地についても、この計画の中では想定していないということでございます。

ただ、計画策定段階では、こんな施設があるといいなという、そういった意見も出さ

れておりますが、その中では、レンタサイクルステーション、橋のたもとという立地を生かしての貸し自転車の基地にしたかどうかと、あるいは海に見える銀行が欲しいとか、あるいは新しいゲームセンターとパチンコ屋などが欲しいというような意見があったところではありますが、実現に向けた手法などの検討は行われておりませんでした。

以上が中心市街地活性化計画の中での当該地の位置づけであり、このたびの大型店舗の立地を制約するという内容にはなっていないことをつけ加えまして、答弁とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、水産予算の関係のご答弁を申し上げたいと思います。

2回目のご質問は4点ほどありましたけれども、1回目のご質問で、平成16年度の決算の内訳の関係で、2月号の広報に載せた予算の件でお話があったかと思います。それで、その点からお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、農業との関係でございます。

確かに平成16年の農林水産業費10億2,614万円という予算内容でございました。それで農業費は70%を占めてございます。しかしながら、これに占める一般財源につきましては、24%、一般財源の占有率は24%でございます。対しまして水産業費につきましては、確かに1億2,591万円の決算額でございますが、このうち56%に当たります金額が一般財源、町の持ち出しというふうになってございます。この農業費については、確かに7億円ほどございますが、国・道の補助金が37%を占めていまして、2億6,000万円ほどでございます。さらに、起債が5,200万円、これが7.5%。さらには、先ほど申しましたとおり、一般財源が1億6,750万9,000円で24%を占めています。農家の負担金が、これに加わってまして、これが大きく2億2,325万円、31%を占めています。

これらの農家の負担金については、草地整備の自己負担金、これが1,100万円、それから町営牧場の利用料、これが1億3,200万円、これに農業用水道費が加わってまして、4,700万円など、自己負担も非常に多い。これらが2億2,000万円を占めているという内容であります。

一般財源の1億6,700万円を占めておりますが、そのうち5,700万円、3分の1ほどは、これは過去に行った起債の償還額でございます。国営事業の償還額ということでご理解いただきたいと思います。確かに農業につきましては、補助がたくさんございますけれども、農業委員会費あるいは農業用水道費、他の部署の予算も、この農業費に入っているということは事実でございます。

あと農道費とか、補助率の非常に高い制度を使って町道の整備をする、あるいは水道の整備をするということは、結果的に町の負担を減らす。そういった効果のある事業も、この農業費の方に含まれていることをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

今度は17年と18年の農業費と水産業費の関係でありますけれども……

（「農業費要らない、水産の対比だけ」の声あり）

- 産業振興課長（大崎課長） 水産業費に至りましては、確かに3,975万円ではありますが、これについては4.3%ふえまして、18年度は4,149万2,000円ということで、4.3%ふえているということでございます。

次に、南谷議員の2回目の質問に入りますが、1点目の漁礁の関係であります。

これにつきましては、事業期間が平成18年から21年の4年間でございますけれども、道の予算の関係で、これらについては、延長することも十分あり得るということでございます。

2つ目の全体量でありますけれども、これは3.25メートル四方の鉄筋入りのE P 漁礁ということで、総体で816個をつくることを予定してございます。全体の事業費では4億8,000万円という内容です。この漁礁事業では、204個を1群体というふうにいたしまして、4つの群をつくるという予定でございます。場所につきましては、大黒島沖の底引きのラインの手前ということでございます。範囲としては、縦に566メートル、横に、長さで2,264メートルということでございます。対象の魚種としては、タコ、それからカレイ、ホッケ、この3つの魚種を予定しております。

それから、漁港関連の水産、町の会計を通さない広い意味での水産予算ということでございます。これにつきましては、国直轄の予算、それから床潭漁港、それから漁港海岸の補修、これらを合わせますと、平成17年は5億7,069万3,000円ではありますが、平成18年度は7億9,100万円ということで、2億7,000万円ほどふえているということでございます。総体に占めるこの金額で見ますと、農業費を上回っている、総体で8億円近くになりますので、農業費を上回る結果になっているという内容です。

それから、3点目の厚岸湾・湖の水質環境のお話でございます。

これにつきましても、今後とも、現在蓄積期間ということで、かねがねデータの蓄積をしている期間ということでお話をさせていただいております。今後とも、データとの連続性を保ちつつ、一定の基準を堅持しながら、調査研究を今後とも継続してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、最後に4点目、町単独補助事業の考え方を含めて、今後どのような取り組みをといるお話でありました。

限られた財源でございますので、費用対効果、これらを十分見きわめながら、事業によっては、ある程度めり張りをつける、そういったことも必要かなと思いますけれども、厳しい財政事情もございますけれども、重要性あるいは緊急度、これらを十分考えながら、漁協とも十分この辺を詰めて業務に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 議長（稲井議員） 昼食のため休憩いたします。したがいまして、3番さんの3回目の質問は午後といたします。

午後12時03分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

3番、南谷議員の3回目の質問を行います。

3番。

●南谷議員 再々質問をいたします。

まず第1点目のスーパーフクハラについてでございます。

大規模小売店舗立地法に基づき届け出が出された後の今後のスケジュールについてお尋ねをさせていただきます。

届け出が出た後、その後のスケジュールはどのようなになるのか。また、最短でいつごろの開店の見通しとなるのか、お尋ねいたします。

町民の声や既存の商店の声は、いつ、どの時点で反映されていくのか、商工会と町のかかわりはどのようにになっていくのか、お尋ねするものでございます。

いずれにせよ、大規模小売店舗立地法の法律の趣旨にかんがみ、町としてしっかりと指導していくべきと考えます。

2回の答弁をお聞かせいただいたわけですが、どうも待ちの姿勢というんですか、行政ですから、町としてできることは限りがあり、限度のあることと思いますけれども、交通安全対策一つをとっても、みずからがというご答弁でございました。総じてもう一歩前に踏み込んで対応をしていかなければ、大変な事態になるのではないかと、このようにとらえておりますので、所見を伺います。

2点目でございます。水産予算についてでございますが、課長の方の説明で、水産予算の全体像がよくわかりました。予算書や決算書を見ただけでは、全体像がなかなか判別しにくいところがございます。よく農業と水産予算が比較されます。課長の答弁にもございました。対比は別にしても、町民の皆さんに、おのおのの全容が開示をしていくのも一考なのかなと考えます。

いずれにいたしましても、水産業は制度上、農業におくれていることは否めない事実であります。漁業により有利な制度導入、制度の活用に向けて、道や国の方にしっかりと農業に負けないぐらい働きかけをしていかなければならないと考える次第でございますし、また、現行制度の有効活用をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞きし、3回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えいたします。

大規模小売店舗立地法に基づく届け出後のスケジュールについてのお尋ねであります。

売り場面積が1,000平方メートルを超える大型店の新設の届け出があった場合、届け出が提出されるのは北海道であります。その場合北海道は直ちにこの内容を公告ということで、要するに一般に知らせるということの手続が義務づけられております。その公告から4カ月間縦覧期間ということになりまして、一般の目に触れるところでその内容

を知らせるということが義務づけられております。

この間、まず出店予定業者は、届け出から2カ月以内に届け出内容の周知のため、町内の適当な場所で説明会を開催することが義務づけられております。これも法律で義務づけられております。また、公告期間中の4カ月間、地元市町村からの意見聴取が義務づけられておりますし、さらには、地元住民、商工会、事業者などは、同じく法律に基づいて意見を提出することができるということになっております。この段階で最終的な町の意見あるいは商工会や関係の方々の意見というものが出そうということになっております。

さらに、北海道は専門家と学識経験者で構成する北海道大規模小売店舗立地審議会という第三者機関にその内容を諮ることになっております。これは法律で義務づけられているものではありませんが、北海道としてはそういう手続を経るということになっておりまして、厚岸町へ実施する場合、北海道を5つに分けた部会というものが設置されておりまして、釧根、十勝、網走については、十勝支庁に事務局を置く第5部会で届け出の内容の審議が行われ、その審議結果を踏まえて、北海道で判断が形成されるということになっております。

公告期間が終わりますと、北海道の意見を、それぞれ町とか、あるいは関係商工会とかから出された意見を集約して、北海道の考え方をまとめたものをさらに一月間縦覧に供するという期間が必要になっております。この間に意見がなければ、その時点で手続が終了するということになりますので、すべてが順調に進めば届け出から5カ月、5カ月といいましても、提出に際しての進達期間、出してから届くまでとか、休日とか、そういったことを考えますと、届け出から最低6カ月で開店にこぎつけることができるというふうに考えられます。最長でも8カ月以内に開店ができるように配慮しなければならないと、こういうことに法律的にはなっております。

大規模小売店舗立地法の手続のほかに、都市計画法に基づく開発行為の許可及び建築申請の手続が必要であります。これは大規模小売店舗立地法の手続が完了しなければならないということではなくて、並行して進めることが可能な法体系になっております。したがって、大店立地法に基づく届け出の承認がある程度見込めるという状況になれば、事業者は工事に着手することができるということになっておりますので、先ほど法律に基づく手続に最低6カ月、最大で8カ月と申し上げましたが、その6カ月、8カ月たった段階で、もうその前から建築が進められていて、オープンすることができると、こういう法体系になっているものでございます。

町はもう一歩進んで対応すべきというご意見もございました。意見を述べる場合につきましては、法律で定められておりますけれども、しかし、それ以前に、事前に対応しなければならない部分がたくさんあると思います。そういった面については、先ほどの道路の問題もしかりでありますけれども、その届け出が出される以前にも対応できることは、あらかじめ予測してしっかりとした対策を立てることが必要と考えておりまして、今後とも情報把握に努めて最善を尽くしてまいりたいと考えております。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 3回目のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

事業ですけれども、いろいろな事業がございますけれども、国からの補助あるいは道からの補助、それから全く補助のつかないものもございます。これら事業展開に当たりましては、組合とも協議して、漁業振興に結びつき、さらには緊急度、そういったものを考慮いたしまして、財政当局とも調整しながら事業展開をしてまいりたいと考えております。

それから、水産、もっと頑張れというご意見でございますけれども、私については、農業に負けるなといひましても、産業振興課、水産あるいは農業、そういったことでございます。限られた予算の中で、産業振興、そういった観点から編成した予算でございますので、ご理解いただきたいと思いますし、また水産も農業に負けないように頑張りたいと、このように思っております。

●議長（稲井議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いましてご質問申し上げます。

1問目は町立病院についてであります。

新年度から新しい院長も赴任するという話も聞いております。町立病院は体制を一新するという話が町に流れております。町民は非常にかたずをのんで、どういうふうに町立病院が変わっていくのかということを、期待しながら注目しているところであります。町として、具体的にどのような病院とするのか、そのお考えをお示しいただきたい。

1つとしては、地域医療の中核として町立病院にどのような機能を持たせるのか。

2番目として、医療スタッフ、病院職員の地域医療に対する意識と知識の向上をどのように図るのか。

3番目として、町立病院というものを利用して、町民の命と健康を維持する町の施策、それを進める上で、町は年幾らくらいの費用を必要とすると考えているのか。

この点についてお考えをお示しいただきたいわけであります。

2番目は、水鳥観察館についてであります。

私は、この点については、今回質問が3回目になります。一昨年、昨年と同様の質問をしております。その一般質問を受けて、水鳥観察館の運営計画並びに厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画は、どのように検討を加えられ、どのように改定し、展開してきたかを具体的に説明していただきたいわけであります。

以上が1回目の質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狹町長） 1番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域医療の中核として、町立病院にどのような機能を持たせるのかというご質問ですが、私は、町立病院として、少子高齢社会に対応するため、子供たちの健康を守る小児科診療を新年度に常設で再開し、家庭医、総合医を目指す内科を基本とする体

制と、介護療養型病床及び透析外来診療を継続し、急性期や24時間救急をカバーする機能を、まず守っていきたいと考えています。

さらに、従来から釧路の総合病院との病診連携を実施しておりますが、4月からは整形外科医師派遣が実現し、脳神経外科とあわせて臨時診療が充実するなど、第二次医療圏との役割分担と連携が一層進むものと期待しているところであります。

また、新たな診療体制を構築するに当たっては、病院の基本理念に立ち、各種医療制度の改革を踏まえ、経営面では診療報酬の大きな改正も十分考慮した中で、現在まで実施に至っていない在宅利用など、新たな病院の役割を模索しながら、今までの診療体制と病院機能の検証、見直しを検討しなければならないと考えております。

次に、医療スタッフ、病院職員の地域医療に対する意識と知識の向上をどのように図るのかとのご質問ですが、病院は、医師を頂点する専門家の集合体です。特に医療スタッフは、個々の知識、技能が発揮できても、町立病院が目指す医療や、町民が求めている医療から遠く離れたものであってはいけないと考えています。

医療スタッフについては、医療の専門家ではあるが、介護や福祉分野において、また事務職員については、地域医療についての知識が乏しい状況であり、平成17年度に入り、介護福祉施設との連携や介護療養病棟での事例研究、看護師への保健福祉職員からの研修、医師と保健師による定例の勉強会もスタートさせているところであります。

病院は、医療行為はもちろんでありますが、患者への接し方、さらには、職員を含めた良好な人間関係を築いて診療を行い、町民が健康で暮らしているときから、健康維持のためにかかわりを持ち、継続的な関係を保ちながら、町民の健康を支えていくことを基本としているのが地域医療であるにとらえています。

その実現には、医療と保健、福祉の分野の医療スタッフ、病院職員と保健福祉センターのあみか21の保健福祉職員のみならず、町民の健康と暮らしを支える、すべての職員が、知識の共有と意識の向上を図る必要があるものと考えております。

なお、新院長を初めとする内科医師体制は、札幌医科大学で地域医療を実践している講座から、助教授、講師助手を常勤医として派遣を受けるわけでありまして、6月からは釧路根室地区で総合医育成の拠点病院として参加することになっており、町民に近い視点で積極的にかかわりを持ち、病院内での医療だけではなく、地域に出向き、医師の顔が見える各種医療に関する講演・相談を進めていくとともに、病院内においても、定期的な研修などによって、道内地域医療の先駆例となるようなスタッフ教育も含めて行ってまいりたいと考えております。

次に、町立病院というものを利用して、町民の命と健康を維持する町の施策を進める上で、町は年幾らかの費用を必要とするかというご質問ですが、町民の命と健康を守っていくため、地域医療を担う町立病院の果たす役割と必要性は、極めて大きいところであり、これを維持していくために、安定した病院事業会計の運営を図ることが必要不可欠であります。

このため、平成18年度に係る一般会計の繰り出しの基本的な考え方について、一部見直しを行い、一定のルールを図ったところであります。この内容は、平成14年度から行っている財政改革基本方針の病院会計への赤字ほてんを行わない考え方を踏襲しつつ、法的繰り出し基準と病院事業会計の健全化を図るための政策的補助の基本的な考え方を

ルール化したものであり、これに基づき、本年度においては、一般会計から3億3,439万6,000円の繰り出しを予算化しているところであります。

平成19年度以降につきましても、このルールを基本として、一般会計として財源状況を十分見きわめながら、安定した病院事業会計の運営が図られるよう繰り出しを行うとともに、町立病院における事業経営努力などの成果にも期待しながら、持続可能な地域医療を確保するため、累積赤字縮減へ向けての財源ほてんについても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、直接町立病院の事業運営に係る費用に限ってのご答弁とさせていただきましたが、前段でも申し述べましたとおり、地域医療を行う視点に立って町立病院を考えると、一般会計における保健福祉経費、国民健康保険、老人保健、さらには介護保険、介護サービス会計を含めて、地域住民の命と健康を支えるための総体の議論が必要であり、特に、国民健康保険事業で申し上げますと、町立病院の機能を生かした保健・医療の連携強化をより一層強める中で、生活習慣病の予防と基本健診の強化による早期発見、早期治療を事業の柱としていかなければならないと考えています。

町立病院、保健介護課スタッフとの検討協議でも、基本健診の実施によるデータを、町民の健康づくり指導に生かしていくための事業展開が必要とのことで、健診対象年齢の絞り込みの可否について、さらには、今後展開が強化される地域医療対策の中での取り組み強化も図っていかなければならない状況であります。

いずれにいたしましても、今後、新たな健診体制の中で、町立病院として進むべき道の整理をしながら、必要な施策をとり進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、水鳥観察館の運営計画についてであります。

昨年年第1回町議会定例会において、所管する環境政策課が策定いたしました厚岸水鳥観察館運営計画（案）をお示ししております。

平成17年度においては、その素案をもとに、庁内の連携を図るために関係する環境政策課、産業振興課、教育委員会指導室、生涯学習課、まちづくり推進課の職員20人から成る厚岸水鳥観察館運営計画策定検討会議を組織し、全体会議、個別会議の開催を経て検討を加えてまいりました。

産業振興課とは、自然と産業のかかわりとして、魚場である厚岸湖、湿原の自然環境の仕組みについての調査研究を進めること、カキ種苗センターとの漁業にかかわる湿地情報などの交換を行い、湿地の果たす役割の情報発信について。教育委員会指導室とは、環境教育推進委員会との連携による小・中学生を対象とした環境教育と普及啓発、小学校の総合的な学習への参画について。教育委員会生涯学習課とは、塩湿地植物群落や天然記念物についての調査研究の促進や情報提供について。まちづくり推進課とは、学術研究奨励補助金の報告書の活用などについて、それぞれ検討いたしました。

現在は、これらの検討を踏まえた内容について、関係課の確認を終え、策定検討会議としての素案を作成した段階であります。今後、本町議会閉会後の3月下旬に開催予定の町の政策会議に諮り、種々内容について議論を重ねて計画の成案とする予定であります。

次に、厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画についてであります。昨年の3月の町議

会第1回定例会において、役場を挙げて取り組まなければならない事業とお答えしておりますし、見直し計画の策定期間についても、1年以内ということで努力目標をお示したところであります。その際、厚岸道立自然公園の国定公園化についても言及し、別寒辺牛湿原がその区域に含まれる可能性があるというお話もさせていただきました。

その後、国定公園化に向けた動きが加速し、その公園計画策定において、別寒辺牛湿原が重要な地位を占めることになりましたし、一方で厚岸湖をめぐっては、公園区域から除外すべきという漁業者や漁業関係者の主張があり、地元の意見調整は難航し、現在に至っております。

このように、厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画の基本となるフィールドの保護・保全に関して、国定公園化という新たな動きがあり、その中でラムサール条約登録時にも合意に手間取った厚岸湖における漁業活動について、再び漁業者やその関係者から、将来に対する不安が惹起されました。

そのため、私といたしましては、厚岸湖を生活の場にする漁業者などの理解が得られない段階で、当該計画の見直し作業を並行して進めることは、国定公園化の推進にも影響を与えることは必至との判断から、作業を先送りしたところであります。

したがって、厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画の評価及び見直し案の策定につきましては、国定公園の指定に一定のめどが立った段階で作業を再開したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 まず1点目、町立病院についてであります。

どのような機能を持たせるのかという話なんですけど、今のお話を聞いていると、町立病院の看板を読み上げているような話で終わっているんですね。もう少し中身がないんですか。むしろ、町長の町政執行方針の方が、町のこのような病院にしていきたいという理念について丁寧に話しているんです。これでは、一般質問の答弁と言えますかね。

町長は、このような町政執行方針の中で、こういう病院をつくっていききたいんだと、病院内の治療にとどまらず、病院が牽引力となって云々と非常にいい話をしているんですよ。そういうものを行う体制として、こういうことを行っていくんだと。町立病院としてはこうしていききたいんだというものが出てこなければ、これは私に対する1回目の答弁としても成り立たないんじゃないですか。

地域医療の推進というのは、決してプラスチックの印籠を持ったどこかの木綿問屋のご隠居が来てくれて町をよくしてくれることではないんですよ。その地域の住民が、そしてもちろん行政が、こういう住民の健康と命を守って、日々の生活を支える医療をつくるんだという明確なものがなければ、そこのところにどんなお医者さんが来たって仕事はできないわけです。

だから、基本的な理念というところで、こういうものをやりたいからこういう機能を持たせていきたいという、それがすぐできるかどうかは別ですよ。何年もかかるでしょうから。そういうものを示してほしいということで出したんですが、これでは余りにも

抽象的過ぎて、町民が今どういう病院になっていくんだろうというときに、これで答えになっているというふうにお考えですか。これはもう一度きちんと答弁してください。

次に、医療スタッフについて、地域医療に対する意識と知識の向上を図っていくんだという点については、非常によく問題点を理解なさっているというふうに思いまして、私は評価いたします。

その上でお聞きするんですが、現在行われて、17年度に入ってもう既に始まっているんだということでもって書かれていましたが、医師と保健師による定例の勉強会もスタートさせてもらっているということが書いていました。あるいは、看護師と保健師職員との研究ということも書いていました。医師と看護師の定例の勉強会というのも当然やっているんでしょうね。

それから、インフォームドコンセントとかいろいろな言葉がありますけれども、対応の仕方というのは、非常に微妙なものがございますよね。片方は病人ですし。それから、もちろん医師と患者というのは対等の立場じゃありませんし、そういうことで、あるいはもちろんそれ以外の医療スタッフや病院職員の対応一つでもって随分変わるということで、そのあたりをきちんととらえながら、なおかつこの病院は何のためにあるのかということがわかっていかなければならないということで進めているということですので、これはどんどん進めていただきたいんです。

そのところで、最後の方に、こういう病院を、今まで以上のいろいろな事業を進めていくんだということもお書きになっています。それでお聞きするんですが、町長の町政執行方針の中では、外へも出ていくということも書いていますよね。あるいは、医師や医療技術員の顔が見える取り組みをするというふうに、今の町立病院は、はっきり言って信頼が薄いですから、そういうものではない、新たな病院をつくっていくんだという、非常に強い意志が私は見えるということで大変期待しているんですが、それで、そういう事業展開をしていく中での体制として、現在の職員体制、医師はこれからふえるでしょうね。看護師41名、医療技術員14名、事務員6名、技術員1名、労務員1名というふうにして給与費のところに書かれていますが、これが体制だろうというふうに思ってお聞きするんですが、この体制でこの後も行くということですか。それとも、やはり何と言っても、今よく使われる言葉では、マンパワーというんですか、そういう職員の人数を含めたきちんとした体制を、事業をやるためには必要ですが、そこでやはり、これからはもっと拡充していかなければならないと考えています。その点をお聞きしておきます。

それから、病院の経営の問題と、町の持ち出しの問題であります。あえて私がこのような言い方をしたのは、十分それが、意が通じていて、総合的に判断するんだというお話が最後の方にありましたので、私は大変意を強くしているわけですが、病院の赤字、黒字だけを考えて経費を削るというようなこと、間違えますと、結局そのツケがほかに回って、町全体の持ち出しはむしろふえるということは、これは今回厚岸町に内科医の派遣を決定してくださいました札幌医大の研究室、そこの教授である山本教授の講演、厚岸で行われたときにもおっしゃっております。また、北大の前沢教授、この方も地域医療を非常に一生懸命やっている方ですが、その方も同じことをおっしゃっている。また、室蘭の日鋼記念病院のカレスアライアンスの葛西先生も同じことをおっしゃってい

る。地域医療ということを一生涯懸命なさっている方は、みんな同じことをおっしゃっている。

そのことを十分意を解しているということで、改めてお聞きするんですが、今、町立病院の累積赤字というのはどのぐらい、今年度末で考えられますか。それと、前回、議会で議論になったときは、昨年度はそれで8億円というふうに聞いていましたが、この中には減価償却費は、そういう帳簿上の赤字も入っていますよね。それで、キャッシュフローというような現実の金銭の流れである帳簿でいくと、現実には足りないお金の部分が累積赤字としても出てくると思うんですが、真の意味での赤字というのはどのぐらいになりますか。その点についてもお聞かせをいただきたいんです。

それで、この繰り出し基準というのをルール化するというふうにおっしゃっていますが、これは前に議会でお話をしたときには、国が示している一通りの基準があると、それに基づいて行うんだというようなお話でしたが、このルールというのは、そういうことですか。それとも厚岸町として、厚岸町の施策を行うためには、これだけの経費が必要なんだという点から考えているんでしょうか。この点についてもお聞かせをいただきたいんです。

次に、2番目に入ります。水鳥観察館についてであります。

水鳥観察館の運営計画案というものを資料として出していただきました。90ページになる大変膨大な資料でありました。しかし、よく見たら、10ページぐらいが計画案なんです。あとは資料です。この資料は、菊池議員の方からもお聞きしたものとダブるところもありますが、生物リストだとか、そういうものがびっしりと入っています。これはこれで大変貴重なものです。

それで、その計画というものを17年3月定例会でも出していただいています。中身はほとんど変わっていません、見たところ。何行か追加になったり、てにをはがかわったりしています。1年間かかってこの程度のことをやっていたんですか。

今お聞きしていますと、あそここんな打ち合わせをした、こことこんな打ち合わせをした、素案が17年にできたから、それについてやっていたと言うんですけれども、この程度のことで1年間かかっていたんですか。

町長はみずからおっしゃっていますが、この水鳥観察館の運営計画とふるさと計画というのは一緒のようなものですから、その中でこれからがっちりやらなければならないんだということをおっしゃっていましたね。私も大変感激して聞いたわけですが、この1年間、素案、素案でいまだに素案ということは、水鳥観察館は運営計画なしで仕事をしているわけですか。

しかも、この運営計画というのを見させてもらいますと、前回とほとんど変わっていないように見えるんですが、一部違っているところはもちろんありますけれども、これは運営目標でしょう。運営計画というからには、こういうものを行っていくということが、箇条書きで書いてあるんですが、それをどのように展開して、だれがどのように何を対象としてこういうことを行うと初めて運営計画じゃないですか。その具体的なものが何一つ書かれていない。これをもって運営計画と言うわけですか。1年間何をやっていたのかなというのが偽らざる心境であります。

次に、別寒辺牛湿原ふるさと計画です。

これについては、厚岸道立自然公園の国定公園化の問題が邪魔をして手をつけられなかったんだというのが今のお話ですが、そうですかというわけには私はいきませんね。

前回の一般質問の答弁として、町長は非常に、私は感激して聞いたんですが、この別寒辺牛湿原ふるさと計画がいかに関心なものであるかということをおっしゃってくださいました。そして、この事業の評価と今後の展望について、全課責任を持ってそれぞれ協議し、立派なものをつくってもらいたいということを指示したというふうにおっしゃっている。今、町長もおっしゃったように、1年以内ということもおっしゃっている。

最終的に町民に示して、あるいは漁業者に示して、そして国定公園化の問題とぶつかってそこでストップしたんだというのであるならば、そこまで何をやっていかは示していただけるはずだと思うんです。何もやらないで放置しましたということにはならないでしょう。その点をお聞かせいただきたいんです。

それから、今回質問を出して初めてわかったんですが、前回2回お聞きしているときは、2回とも担当課は環境政策課でした。今回はまちづくり推進課に変わっているんですね。どこが所管しようと、それは内部の話ですから、私の方からとやかく言うことではありませんが、いつどのように事務引き継ぎを行ってまちづくり推進課が動き出したのか。それまでは環境政策課としてどこまで詰めていたのか、そういう具体的な話を聞かせいただかないと、それで最終的なところでは、国定公園化の問題があつてとまっているんだという話にはならないと思うんです。その点についてもお聞かせをいただきたいわけであります。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私の方から、まず初めに、町立病院についてのお答えを申し上げます。

町長の答弁の中で、まず機能の問題としてお話しさせていただきました。医療としての取り組みというか、今までの町立病院の中では保健福祉という分野、いわゆる健康を守るという分野について、町立病院のかかわりというのは、非常に薄かったということでもあります。ただ、今の機能を含めて、病院機能をまず守っていかなければいけないというのが基本であるというふうに私どもは思っておりまして、そこをまず今、医師体制、医療スタッフ体制を含めて、ちょっと非常に悪い状況になっている。それをまず立て直すことが第一前提だろうというふうに思いまして、こういう答弁をさせていただいたということでもあります。

いわゆる地域医療を考えると、やはり、保健福祉健康づくりということが大きく町民の命と健康を守るという中ではきちんとしていかなければならないこと。確かに答弁の中で、在宅医療などのということで、短い言葉でまとめさせていただいておりますけれども、病院の施設医療から外に出ていく医療、在宅医療なんですけれども、これはなかなか今の段階ではできていません。できていませんけれども、今診療報酬の改定等々の中で言われているのは、在宅さらにはリハビリ等々の充実であります。

そういう中で、この病院も進んでいかなければならない部分であります。ですから、健康を下支えしていくというのが、病院の機能として当然持っていなければいけないん

ですけれども、患者を診ることも当然なんですけれども、そういう中で、この機能として持っていかなければならないというふうに思っております。

それが、この1年間の中できちんとしたものをつくっていかなければならないことではないかというふうに考えております。ですから、私ども医療機関でございますから、医療は当然ですけれども、疾病予防、健康増進、施政方針でも町長から述べておりますけれども、健康管理を含めて、この辺のことをきちんと連携というか、我々が病院スタッフも理解をしなければいけませんけれども、そういうことをきちんと理解した中で、隣にあみかがありますけれども、まずはそこときちんとリンクをした中で事業展開をしていく。そういう意味で、我々医師を含めて医療スタッフも、そういう事業の中にかかわっていくということを、今模索している最中であります。

ですから、今、新院長体制の中で進めていこうとしているんですけれども、まずは、非常に厳しい状況の中での病院の診療報酬の改定の中で、マイナス改定がされておりますして、それをどう守っていくかということを当然考えていかなければいけないんですけれども、逆に言うと、それによってカットされる部分の、リハビリ医療だとか、中で行っている医療をきちんと在宅でシフトしていくということを、特に今、カンファレンスを内部でやっているんですけれども、それに向けて4月から進めていかなければならない、早急に進めていかなければならないことも、既に浮かび上がっておりますので、それらの体制を今つくろうということで模索している段階であります。

ですから、施設医療から、逆に言うと在宅医療、簡単に言いますと、そういうことになるんですけれども、なかなか難しい課題であります。それをこれからの病院としては取り組んでいく。ですから、病院で待つのではなく、そういう地域の在宅に向けて、ドクター体制が今そろってまいりますので、そういう中でのスタートを切るべく、今準備を進めているという状況であります。

ですから、顔の見えるというか、研修会だとか、講演会をやるのが顔が見えるということではないんですけれども、まずは地域の中で懇談もしながら進めていきますけれども、そういうことも含めて、この地域医療というのを町民に理解していただく、スタートの年にしていきたいというふうに思っております。

非常にこの地域医療を含めて、継続的に患者もしくは家族や地域を診ていく医療というふうに言われておまして、これをどうつくっていくのかというのが非常にこれからの課題というふうになっておりますけれども、今までの病院というイメージから保健、健康づくりも含めた総合的な町民の命を下支えする組織ということで生まれ変わろうとしているのが今の病院の形というふうに理解をしていただきたいなと。ちょっとなかなか一言、二言で言い切れないんですけれども、そういうことで考えているということでもあります。

それと、医療スタッフの関係でございますけれども、医師と看護師の研修、これは当然であります。これも、やっぱり今までの中では、どうも医師の一方的なカンファレンスというんですか、の中で終わっていたものが、要するに事務も入っておりますし、事務、看護、医師、これはもういろいろな形の研修会というものをつくっていく形に今やっとでき上がりつつあります。このことは、今介護病棟を持っておりますけれども、介護病棟のカンファレンスもそうなってきました。それと、今、理学療法のカンファレン

スもそういうふうになってきました。それと、当然病棟のカンファレンスもそういうふうな形ですね。そこに入っている患者さん、利用者に対してどうしていかなければならないかということを研修しながら、お互いの中で協議をしていくという形が、病院としては当然なんですけれども、そのことを今きちんとしていこうということでやっております。その上に立って、保健福祉の部分については、医療スタッフについては、内容というんですか、理解が乏しいわけでございますから、そういう意味での研修会を、スポット的ですけども、やり始めました。

ですから、医療について、実は3月にも予定しているんですけども、手洗いだとか、看護のことについて、そういう研修会をほかのスタッフの方に呼びかけて進めていこうというふうになっていきますし、進めているところであります。

ですから、今まで、特に我々一番気をつけていかなければならないのは、患者、利用者に対する説明責任でありますけれども、残念ながら、医師を含めて、その体制がきちんとなっていなかった。これは、医局会も含めて、その中身をきちんとお互いの中で、一医師としての業務として物事が進んできたということがあるんですけども、それは医局会の中できちんとチェック体制がなっていなかったと、この患者に対してどういう、今回インフルエンザがはやってきたら、どう言おうということを含めて、お話をしていく中で情報を伝えていくのが、病院として当然の役割なんですけれども、その辺の部分が一一人の医院的な発想の中、またはそういうことで物事が進んできたということがありまして、そのようなことをきちんとしていこうとして、ドクターも含めてそういう意識になっているということでございます。

そういうことで、研修会、さらには内部での情報交換を含めて進めている状況になっているということであります。そういうことも含めて、やっていくということでございますのでご理解願いたいというふうに思います。

それと職員体制でございますけれども、平成17年度で医師以外も含めて、医療スタッフのいろいろな人間的なものを検証させていただきました。大きくは、やっぱり入院病床を持つがためのスタッフというのは当然多くかかるわけでありまして、そこが不採算な部分が多く見え隠れするわけでございます。

しかしながら、今新しい体制の中では、既に新年度予算の中で、今のスタッフの数値の中には、今回予算書の中で反映させていただいた中で、逆に欠員の部分も含んでおります。ですから、現有からいたしますと、看護師、それと理学療法士、レントゲン技師、これはプラスで考えております。これは、24時間救急をやる中で、今2名のレントゲン技師がいます。これは、24時間ですから、土日もありますので、2名では昼間しかできません。そんな意味では3名体制。それと、小児だとか総合的な医療をやっていくという意味では、看護師の最低でも1名のプラスは要るだろう、そういう判断をしております。そんな中の予算の反映にはなっておりますので、それとPTも当然2名体制ということを含めて物事を考えている。これも予算の中に現実的には入っている内容になっておりますので、前年度の当初予算から比べますとマイナスになっていきますけれども、今の現有からすると、プラス3人ぐらいの中で予算の反映をさせていただきたい。今の段階では、限られた人員でございますけれども、そういう中で地域医療というものを考えながら、新しい医師、スタッフにもなりますので、そんなことをあわせて進めていると

いう状況であります。

マンパワーの関係については、そういうことでご理解を願いたいと思います。ただ、その後の展開といたしましては、新体制の中で、来年度以降についてはどうしていかなければならないかということは、また新院長を迎えた中で練り直しがあるかもしれませんが、今の段階ではそういうふうを考えているところであります。

それと、累積赤字の関係でございますけれども、実は平成17年度末、これはあくまで予定でございますけれども、10億8,000万円になるのではないかというふうに、これが累積赤字の総合計であります。

ご質問のとおり、この中には現金不足額というんですか、減価償却だとか含めて、前回の議会の議論の中にもありましたけれども、それを差し引くとどうなるのかと、本当の赤字だったら語弊がありますけれども、これは減価償却しなければならないのは、公立病院ですから、そういう宿命にあります。それを差し引きますと、17年度末見込みで5億6,031万円ということで、10億8,000万円の累積赤字ですけれども、現金不足、お金が足りなくなっているという部分については、5億6,031万円だということでご理解を願いたいと思います。

いずれにいたしましても、地域医療ということで、病院の機能をこれから考えていかなければならないんですけれども、今、新しい地域医療を目指すドクターが入ってまいります。町が、正直申し上げまして、町民も含めて、この地域医療というものを理解をしていただけるのか、支えていけるのかなということが、ちょっと私どもとしては心配をしているところでございますけれども、町民の理解、町民の手で健康づくりというのをつくっていかなければなりませんので、その辺のことも含めて、すべて医者が命と健康を守ることになります。

そういう中では、町民に理解、町民も自分の健康も含めてどう考えなければいけないか、医者は助言者ということも含めて、これは地域医療はそういうふうな形で進めていかないと、何でもかんでもドクターが、病院はオールマイティではございませんので、そういうつくりをしていくのが私ども地域医療と思っていますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは、繰り出し基準のルール化についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ルール化について、国の基準なのか、それとも町独自の基準なのかというご質問かと思いますが、今回のルール化につきましては、まず議員既にご承知のとおり、繰り出し基準につきましては、地方公営企業法をもとに同施行令、それから関係省の局長通知等により一定の基準が当然定められております。ただし、この基準につきましては、制限規定ではございません。これ以上出してはならないという基準ではございません。この基準に基づいて繰り出しをするという基準の規定になってございます。

したがって、このたび双方、病院事業会計、一般会計の間で協議をさせていただきまして、従来からの繰り出しの金額、繰り出しの方法、考え方を踏襲しつつ、なおか

つこの規定を遵守しながら、ルール化させていただきました。

したがって、このルール化というものは、国の示された基準と長の考え方、町長の政策的判断を会計そのほかにおきましてルール化させていただいた内容であるというふうにご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 先ほどのスタッフの予算化なんですけれども、一部補正の中で考えてやることもありますけれども、その補充については、そういう部分に考えていることをご理解願いたい。全部予算に反映していると言いましたけれども、一部補正に回るものもあるということをご理解願います。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、水鳥観察館の運営計画についてご答弁申し上げます。

まず、昨年の3月に議会にお示ししておりました素案につきまして、去年の4月、私、担当課長になりまして引き継いだわけでございます。その中で、ここまで来て素案を作成してまいりました。こんなに時間がかかったということにつきましては、私自身もじしぐたるものがございまして、反省しているところでございます。

内容につきましては、当時は水鳥観察館内部だけの案ということでございましたが、この1年をかけて検討してまいりましたが、本文につきましては、11ページございますが、この全体的な構成については、1年前にお示ししたものと変えてございません。厚岸湖・別寒辺牛湿原が登録された背景、それから水鳥観察館計画の必要性、それから湿原の解明及び調査研究、自然環境保全及びその活用、それから水鳥観察館の目指すべき機能ということでございます。この大きな柱については変えてございません。中身につきましては、種々文章表現それから字句についての誤りも当然修正いたしました。

全体としては、ぱっと見まして、半分近くは字句の修正になっているということで、私もそのあたりは、内容については、修正になっているところを確認しているところでございます。

それから、具体的な計画についてですが、11ページに11の1と11の2というのを添付してございます。この中で、18年度から20年度までの3カ年分の事業計画案というものをつくらせていただいています。この部分は新しく中身を検討して作成したものでございます。本計画の中で、計画が必要だと思われる3項目めですね、厚岸湖と湿原の解明及び調査研究について、それから自然環境の保全及びその活用、それから水鳥観察館の目指すべき機能という、この5つの中の3つの部分について、新しく3カ年でこういったことをやっていこうという計画を作成したところでございます。

17年度につきましては、計画がない中で行ってきたのかというご質問でございますが、もともとこの施設は環境省に建設していただきまして、厚岸町とその業務についての協定をしてございます。その中で、水鳥観察館に環境省から求めていることとして、湿地、

水鳥等の調査研究業務と湿地の賢明な利用に関する指導、普及啓発業務ということは、大きな項目で協定がされておりますが、それ以外にも内部的な規定も設けて、水鳥観察館が行う業務というものを規定させていただいています。

そういった中で、これまでやってきた業務を引き続き遵守して、この1年間行ってきたということでご理解いただきたいというふうに思います。

資料につきましては、本編がある程度抽象的な表現もあろうかと思ひまして、新たに精査いたしまして、それを補足する形で資料をつけさせていただいているということでございます。私からまだ理事者の方に報告まではさせていただいておりますが、きちんとした政策会議に諮るのとは、今議会の後ということになってしまいましたことにつきましては、この場をおかりしておわび申し上げたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えいたします。

厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画に関して、町民に示して、そこでぶつかって作業が中断したんであればということでございますが、どこまで作業が進んでいたのかということでございます。

昨年3月の議会の論議を踏まえまして、その論議を聞きながら、私といたしましては、自分の課が当然それをやらなければならないという認識を持って、その準備として、環境政策課が作成をしたさまざまな資料、そういったものを読み込んで、進め方についてそれぞれ検討しなければならないというふうに3月の段階で考えておりました。

その後、水鳥観察館の運営計画の作業が始まる中で、もう一つの厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画の策定はどの課が担当すべきなのかということになりまして、担当課とさらに助役を含めて協議をいたしました。

その際私は、3月で持った私の認識を申し上げまして、もう助役にもそれを了承していただきました。これは、記憶は定かではありませんが、私の仕事として、イベント、春、さくら祭りとか、あやめ祭りとかのイベントが終わって、そういった打ち合わせを行ったというような記憶が、かすかではありますがございます。

その後、環境政策課で作成した資料を読み込んで、担当係への作業の進め方を指示しようというふうに考えておりましたけれども、10月ころから国定公園の計画のたたき台あるいは素案というものが示されまして、その中で、厚岸湖をどう漁業活動につなげるということで漁業者や漁業関係者の方から不安が出され、それに対する対応が出てまいりました。

当然、この計画を見直す場合に、今まではラムサール条約登録湿地というものがベースにありましたけれども、見直しの場合には、国定公園ということも視野に入れなければならないだろうというふうには考えておりました。

そういったことで、10月、11月には明確に漁業者あるいは漁業関係者の方々から厚岸湖を除外すべきというお話になってまいりましたので、その時点で私といたしましてはちゅうちょいたしまして、このまま作業を進めることがどうなんだろうという疑問を感じて、一緒に進めると、国定公園化に何らかの影響が出るのではないかとということか

ら、一緒に進めることは難しいという判断をして今日に至ったものであります。この判断が正しかったかどうかについては、私としてはいろいろ考えるところはございますが、経過としてはそのようなことでございます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 まず、病院からお聞きします。

るいろいろな話を聞きましたが、バラ色の夢を語ることは幾らでもできるわけですよ。しかし、今の厚岸町立病院が町民の中でどういう評価を受けているのかということ、を明確に認識した上で、どのように町民に信頼される病院をつくっていくのかという視点が非常に大事だと思います。

それで、担当課長おっしゃっていましたが、地域医療というものについて町民の理解を得なければならない。その前に、町立病院はこういうことをやる病院なんですよというものの理解を受けなければならないでしょうね。

例えば今回の補正予算を見ましても、入院患者が日平均65名になっている。何床の65名ですか、何%ですか。何%あいていますか。概略で結構です、そんなもの。0.何%の差なんてどうでもいいです。しかも、ここは療養病床まで持っているわけですよ。そうすると、一般病棟、がらがらじゃないですか。そういうものは、見舞いに行った人もみんな見るんです。町へすぐ流れます。かかる人いないんだってね、こういう声になって流れます。悪循環ですよ。この程度までのものだったら、なるべくこっちの病院に行きなさいよなんて大っぴらに言う人もいます。私にまで言う人がいます。とんでもないと私は言いますけれどもね。

だから、やはり信頼を持ってもらわなければ何もできないんです。そこなんです、一番大事なことは。それで、まずここから手をつけていくというような話が大事じゃないですか。具体的な話については、細かな話についてはいたしません。

それから、町立病院の今の経営の問題でちょっと一言だけ言っておきますが、累積赤字の問題ですね。8億円だ、10億円だという話しか出てこないんですよ。そうすると、8億円そのものが本物の赤字だと思ってしまうんですね。だけど、公営企業において減価償却費というのは意味がないわけですよ。ただ、公営企業の帳簿上は必要ですから、それが出てくるわけです。

だって、今までだって、その分ほてんを受けると、次の年は内部留保金になったわけでしょう、その減価償却費の部分は。だから、そんなものだけがもし万が一累積赤字で積まれていたとしても、それは単なる帳簿上の話なんですよ。というような中身まできちんと町民に説明する必要があるんじゃないですか。累積赤字10億円ですというと、町立病院の経営が悪くて、経営上の赤字が10億円出ているんだというふうに町民は思いますよ。我が家でもっての、今これからツケを払わなければならないお金が10億円あるというのと同じレベルで考えてしまいますよ。個人で10億円はちょっと別ですがね。額はともかくとして。

そういうことなので、その点はやはりきちんと説明をしていくことが大事だろうというふうに思うわけです。

その他もろもろ、いろいろ町からの補助金の問題についても、前にも言ったことがありますけれども、企業債償還だとか、いろいろな経費が入っていますよね。だから、運営で出てくるものはこれだけあるんだ、これはまた別の枠なんだというような中身についてもきちんとわかりやすく説明をしていくということは大事だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、水鳥観察館の運営計画についてであります。去年、もうこれだけのものが出ているんですよ。そして、それに肉づけをすればいいだけの状態になっているんですよ。それがいまだに素案なんですよ。これから政策会議にかけるんですね。

前にほかのときに聞いたことがあります。新年度から動くためには、計画素案というのは9月までにできていなければならないと。計画が12月までにできていなければならない、予算にのせられないから。そして、4月に動くんだと、これが行政というものだという話も聞いています。今ごろになってから政策会議にかけて、いつからやり出すんですか。

私は、この問題では、本当に町長と手を取り合って泣きたいですよ。3回同じことを言った。しかも町長は、非常に私の質問者としての意を十分酌み取ってくれて、この湿原ふるさと計画、水鳥観察館運営計画というのは、そのごく一部ですよ。ですから、こここのところを書いてあることのほとんどは、平成7年の厚岸湖湿原ふるさと計画の中に書かれている項目がそのまま拾われています。

それはわかるんですが、これについては非常に大事だし、とにかくすぐやろうと、1年間かけて出してきたもので、これでは不十分だということは、実は私が言ったんだと。それで、政策会議でも十分に議論していくんだと。まあ1年くれないかということをおっしゃっている、そこまでおっしゃった。それが今回出てきたらこういう状況なんだ。しかも、国定公園様々で、国定公園があるから何もできなかったというところに落としているようだけれども、そこに至るまでのプロセスを聞いても、何にも出てこない。何もやっていなかったということだ。

心優しきまちづくりの課長は、全部私の方の責任ですとかぶるような物の言い方をしているけれども、そうなのか。甚だ私にとっては納得できないですね。そして、厚岸町の職員というのは、そんな能力や熱意のない職員ではないと私は思っているんで、何でこの問題だけこんなふうになってくるのかが何とも解せない。

これが、町長が大した問題じゃないと、これについては追い追い考えるというような答弁だったとすれば話は別ですよ。非常に首長として積極的な答弁を、むしろ質問者以上に積極的な答弁を一般質問の答弁で行っていながら、1年後にこうなの。これは、私としてはとても納得のできるものではありません。責任の所在を明確にして、具体的におっしゃっていただきたい。これは水鳥観察館の計画についてもそうだし、湿原ふるさと計画についても同様です。よろしくお願いします。

●議長（稲井議員）　町長。

●町長（若狭町長）　私から、病院の問題、水鳥観察館にお答えいたしますが、病院の中の入院患者の問題については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

私から言うまでもなく、町立病院の果たす役割、町民の命と健康を守ること、そのためには良質な医療の提供、公共の福祉増進を図っていく、大事なことであります。しからば、町民の信頼、期待にこたえられる町立病院であったのかと言われれば、それぞれの院長初め、その時代、時代の医者、看護師、技師、すべてその目的に沿った病院運営をしてきたと私は考えます。

しかし、ご指摘される点が今日あることは事実であります。そのために、私といたしましては、執行方針に申し上げたとおりの新生厚岸町立病院を目指したい。そのためには、札幌医科大学のお世話に、そしてまたご支援、協力をいただきながら目指してまいりたいということでございます。

しからば、開設者の町長としてどうするのかということもあろうかと思えます。私は、今日の診療科目については、変更する気持ちはございません。より充実強化をさせながら、町民の信頼を勝ち得てまいりたい。特に、小児科については、ご承知のとおり、再開をさせていただきます。それと同時に、やはり住民の健康を守るために、医療だけでなく健康づくり、予防活動、福祉を求めていく町立病院であってほしい、そのようにも考えておる次第でございます。

どうかそういう意味において、議会の皆さん、町民の皆さんに信頼される町立病院、多くの方々が信頼して通院なり、入院できる町立病院になりますよ、目指してまいりますよ、そのことを強く訴えたいと思えます。

さらにはまた、水鳥観察館に関しての運営計画、ふるさと計画であります。

厚岸町は、漁業の町であります。ご承知のとおり、長い歴史の中で、漁業の町として栄えたわけであります。それはひとえにすばらしい厚岸湖、厚岸湾があればこそ、多くの恩恵を受けているのであります。その要因の一つとして、別寒辺牛湿原があるからであります。私はそのように理解をいたしております。

そういう意味においての水鳥観察館を中心とした厚岸湖、別寒辺牛湿原を活用した町づくりというのは重要な課題として私は認識いたしておりますし、1年前にもそういう考え方に基づいて答弁をさせていただいております。

しかし、当時の答弁と、今日1年間たった中で、お話しいたしましたとおり、諸情勢が、若干の動きがあるわけであります。特に国定公園化に向けての別寒辺牛湿原、厚岸湖、一方では国定公園の中に新しく入れる、一方片方は、除外してくれ、相反する中での調整というのが今日の国定化に向けての難材であるわけであります。先ほどの菊池議員にも申し上げたとおりであります。

特に、国定公園化につきましては、公園計画書というものができ上がり、それを上申をし、環境省が認めるという等々の作業もあるわけでありまして、新しい面での水鳥観察館を中心とする別寒辺牛湿原、厚岸湖の問題が惹起をされているということも、この点についてはぜひご理解いただきたいと思います。何も、ふるさと計画、運営計画について必要ない、町長はそのように考えておりません。1年前に述べたとおりなんです。私が指示したことなんです。

そういう面において、どうかしばらくお時間をかしていただきたい。よろしくそういう事情をお話ししながら理解を求めるわけであります。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 非常に信頼される病院づくりということで、今年度を含めて取り組んできたわけでございますけれども、整理をするのがいっぱいだったということと、ただ病床の関係でいきますと、66.3%という65名ですから、98ですから、66.3%という率になってきております。含めて多くの苦情も寄せられたこの1年間、2年間でいきますと、すごい苦情が寄せられたことがあります。その整理でこの1年間が終わってしまったということでもありますので、正直申しわけなく思っています。

それと、今言われている経営の問題、それと赤字の問題を含めて、これはきちんとした説明をしてまいりたいと思いますし、これは議会にもしてまいりたいと思いますし、町民の方々にも、そういうことを含めてわかりやすい説明をしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、1番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

●竹田議員 平成18年3月の第1回定例会に当たり、さきに通告しておりました事柄を質問させていただきます。

少子化に歯どめをということで、安心して妊娠出産ができる町に。町独自の発想で、出産一時金の支給をしてはいかがか。将来を見込んで、この町を守るという観点からして、安心して出産ができる対策について。病院、医師、お金の心配を町民にさせない対策はどのようなになっているのか。

以上、町長、課長様方の町民に対する慈愛なるご答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 16番、竹田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

少子化に歯どめをとの視点から、1点目は、安心して妊娠出産ができる町にということで、とりわけ将来を見込んでこの町を守るという観点から、町独自の発想で出産育児一時金の支給をとのご質問でございます。

当町の少子化対策、子育て支援対策は、平成17年3月に策定いたしました。厚岸町次世代育成支援行動計画に基づき、子育て支援環境づくりを進めているところでありますが、生まれてくる子の数で見ますと、平成5年以降では、平成6年の144人に対し、平成17年度は82人と、62人、43%の大きな減少でございます。

子育ての環境づくりの町の施策でも、乳幼児の育児支援、保育所、幼稚園、児童館といった、働きながら育児をされる方への支援策、医療費の助成制度など、推進しているところでありますが、全国的に急激な少子化への傾向がますます強まっているわけであります。

次世代を担う子供たちは、厚岸町にとっても、産業を支え、町づくりを担っていただく大切な財産でありますし、国にとっては、少子高齢社会における政治の重要な課題になっているわけであります。

ご提案のありました出産育児一時金を町独自の発想で支給できないか、いわゆる金額の上乗せ支給制度のことですが、ご承知のとおり、出産育児一時金は、健康保険法で制度として金額が規定され、国民健康保険もそうですが、医療保険各法では、法律で定められた給付として、出産された被保険者に支給する制度でございます。

現在の支給金額は、生まれてくる子一人につき30万円でございますが、平成18年10月から35万円に引き上げられることになっていきます。当町としては、法定金額への上乗せ支給については、財政的事情から不可能でございます。ご理解をいただきたいと思います。

次に、安心して出産ができる対策はということで、病院、医師、お金の心配を町民にさせない対策とのご質問ですが、町立病院における産婦人科は、昭和52年12月当時、院長であった専門医が退職されて以来、閉鎖され、現在でも診療科目としての標榜は行っておりません。

これを新たに再開しようとした場合には、新聞などでもたびたび報じられていますように、産婦人科医師の確保が非常に困難な状況にあり、国も大きな問題として対策を検討しているところであります。

また、医師の確保ができたとしても、病院施設の構造上、外来診療を行う診療室、分娩室の施設整備を行う場所もありませんし、新たな専門医療機器の導入には巨額な設備投資が必要となります。加えて、24時間の分娩・看護体制を新たに組まなければならず、助産師や看護師職員などの大幅な増員も必要となります。

さらに、新生児を受け入れる入院施設には、感染対策などの管理面で、現在の一般病棟や介護療養病棟とは別に、新たな病棟の建設も必要なことから、財政面、設備、施設の双方から、現状では困難であります。

しかし、新年度からは、町立病院の診療体制の充実により、小児科が常設で再開することが可能となり、子供を持つ親の方々に安心していただけるよう、小児医療の面での対策を行ってまいりたいので、ご理解をお願いいたします。

町民にお金の心配をさせない施策につきましては、出産育児一時金で答弁させていただきましたように、新たな制度の創設も含め、財政的事情からご提言におこたえできないことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 法定金額への上乗せ支給については、財政的事情から不可能でございますというご答弁でありました。

非常にこういう言葉を聞くと腹が立つんですけども、議案の30号に名誉町民ということで、年額支給50万円という提案をされています。この50万円に対して、町長の言われる財政的事情から不可能であるというこの部分について、私は幾ら子供にという上

乗せの金額は一切言っておりません。それが100円なのか、1万円なのか、10万円なのかも言っておりません。

しかし、財政難だ、財政難だと言いながら、議案第30号には50万円という名誉町民に差し上げるといふ、そのお金は一体ではどこから出てくるのか。同じかまどからですよ。なぜ子供に対してそういう理解はできないのか。全くもって、理解できないことが理解できません。

それから、新生児を受け入れる入院施設というのは、確かにお金がかかる。であるならば、新年度からの町立病院の診療体制というのは、町長も重々何回も説明されてわかっております。であるならば、妊娠時からの診療の受け付けというのは、この医師ではできるのかできないのか。それもお聞きしたい。

小児科が常設で開設再開することが可能となり、子供を持つ親の方々に安心いただけるというふうにご答弁があります。産まなければ子供を持ってないんですよ。ですから、子供を持つ前には産まなければいけない。産むためにはどうしたらいいか。それをちょっと考えてほしいということを言っているんです。それについてご答弁を願いたいと思います。

少子化対策ということを経験して考えたときに、自分自身が何か不安になってくるというか、僕もあと20年すると、高齢という年齢になるわけですがけれども、20年近くたったときに、少子化ということを経験して深く考えても、電車に乗っても65歳のお年寄り、年寄りのことをどうのこうのと僕は言うつもりはありません。非難するつもりもありません。道を歩いたときにあいさつしたときも高齢者、買い物に行き、セブンイレブンかどこかに行き「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」とレジを打っている人が高齢者と。たまにスナックに行き、「いらっしゃいませ」とカウンターを見てみたら高齢者、何かそういうのを見ると、嫌ですね、助役ね。何か年齢相応の場所に年齢相応の人間がいるということがいいんじゃないか、そういうふうにするんですよ。

国の施策というのがあって、それを待っていて受け入れてやるということであれば、それは町独自の施策ということではなく、受け入れてやることであればだれでもできる。そうじゃなくてやはり、どこの町村にも負けない、何かすばらしいアイデアを持った町であってほしいなというふうに、町民は皆さん思っていると思うんです。

少子化、少子化といふ、今の若い人たちが子供を産まない、何でなんだろう。成人式のときに、少子化が進む中で、本当に今の人は子供を産みたくないんだろうか、そういうことを疑問に思っアンケートをとった。そのアンケートに基づいてちょっとお話ししますが、結婚したら子供は何人欲しいですかというアンケートについて、一番多かった2人というのが54%、3人と答えた人が21%、4人と書いた人が13%、1人でいいと言った人が9%だったそうです。

これを受けて考えると、やはり、結婚したら子供が欲しいという夢を抱いているんだなということがわかると思います。それが今年の1月5日の成人式、そして釧路市内の1月10日の成人式にアンケートをとった結果だということをお伝えします。

確かに、お金を与えれば何でもいいのかということにはならないと思います。しかし、生きていく上でお金は非常に大切であります。たかがお金という場合もあります。しかし、大事なときにはさほどお金であります。人口増を求める、ふやすためにはどうした

らいいか、それは他町村からの転入、または子供が生まれる、人口を減らさない、人を死なせない——死なせないということはできないですね。転入するといったって、無理やり引っ張ってくるわけにはいかない。人口増をどうして守っていかなければならないかといったら、やはり産んでもらうしかない。育てることが、厚岸町の施策について、すべて育てることについて、生まれてくる子供のためにという部分については、ほとんどない。設備の投資、環境づくり、いろいろな準備、それについても全部生まれてから子供を育てることによっての施策が全部ほとんどじゃないかというふうに思います。育てるは後で産むが先です。

人口1人に対して交付税が入るというふうに、町長も新年恒例会でおっしゃいました。平成12年のときに交付税が50億円ちょっとあった。14年のときには約43億3,000万円くらいですかね。どんどん下がって行って、今、人口1人に当たりに対して金額を計算してみたら、26万円ぐらい。特別なことを考えないで、高校を卒業するまで、18歳まで住んだとしたら、今の金額で計算すると、18年間で468万円という数字になります。交付税が来年、再来年、どんどん下がっていったら、確かに減っていくと思いますが、今の現在の468万円、人口1人当たりふえると。町長も新年恒例会で言っていました。この468万円から出産祝いとして幾らかでもお支払いしていただけないのかな。後で入ってくる金をちょっと先に回すだけの話でないかなと。議案第30号の50万円は出ていく一方で、後で入ってくるということがないわけですね。

それから、児童手当は小学校6年生、今は小学校3年生であります。今後、今年の4月から実施されます、小学校6年生まで。非常に金額は少ないです。6年生まで、例えばゼロ歳児から小学校6年生まで、卒業するまでの出産祝い金等含めて、どのくらいの金額になりますか。これもお聞きしたいと思います。

出産一時金、今年の10月から、従来30万円だったものが35万円に引き上げられます。この35万円、今年厚岸町で子供を産んだ人に、何名か聞いてまいりました。全国平均というのもあります。妊娠5週目に1回の受診を受けたときに3,420円、8週目、10週目、13週目、17週目、ずっと38週目まで、トータル的に受診だけで8万1,160円かかります。交通費等は含まれておりません。分娩費用にかかるお金が全国平均で33万円、受診料を含むと42万1,440円かかります。産後1カ月目に即座に子供の健診と親の健診が入ってまいります。それを入れると約43万円程度かかります。

そして、厚岸町の最近子供を産んだ人に聞いてみたら、出産費用の40数万円ばかりじゃなくて、マタニティドレスや哺乳瓶、ミルク、オムツ、綿棒が数えると四、五万円、チャイルドシートが安いのも四、五万円、ベビーカーも四、五万円、ベビーベッドも3万円弱、1カ月の赤ちゃんの食事代が安くて6,500円以上かかる。ちょっと風邪を引いたなんていったら、やっぱり8,000円から1万円かかる。それをトータルして考えると、最低でも65万円です。71万円かかった人も中にはいました。

そういったことを考えるときに、国から出てくる35万円になるんだからいいんだというお話にはならないと思います。

それから、介護の方の住宅改修には前借り制度というのもありますけれども、私も勉強不足でわかりませんが、この35万円が給付される、今現在30万円の給付がされる間、2週間ちょっとかかった人や、3週間かかった人、4週間かかった人、1カ月かかった

人、町内で給付される方の話を聞くとばらばらですが、大体4週間から3週間、この間お金を準備できない、そういう人方もおります。そういった人たちに前借り制度というのは町で行っているのかどうなのか。もしなければ、この部分についてもぜひご検討いただきたいというふうに思います。

厚岸町の次世代育成支援行動計画に、17年3月、産み育て支え合い安心厚岸をスローガンに、次世代育成支援をいたしますと書いてあります。産み育て、まさしく先ほど言いました、産まなければ育てられないんです。産むということについて、もう少し考えていただきたいと思います。

これで2回目の質問をさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私の方から、出産育児一時金の答弁の部分につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

いろいろご提言いただきまして、本当に私どもも今のご時世の中での子育て支援策についてのいろいろな思いを改めてさせていただきました。平成18年10月から、出産育児一時金が、健康保険法の規定が変わって、現行の支給額30万円から35万円に変わるというものは、昨年の12月時点で既に医療制度改革の中で私どもも情報として入っております。

その情報の中で、私どもが聞いておりましたのは、国の制度議論の中でも、今、質問者が言われるように、出産にかかわる総体的な費用、これがおおむね標準的には50万円ぐらいかかっているんだらうということが論点にされまして、委員会の中でも審議がされたという話も聞いております。

最終的に、50万円ではなくて、制度としては35万円が決まったということでもありますので、そういう意味では、議論の中で、定期検診のお話ですとか、今お話がありましたベッドですとか、マタニティドレスですとかいう経費というのは、その中の議論としては外されたんだらうと。私ども、今日資料としてお示しさせていただいた中では、釧路の医療機関の標準的なといいますか、この資料の中では上下限の施設A Bということを示させていただきましたが、この資料でも実は入っておりませんのは、休日の深夜の出産の場合の費用というものはこの中に入っておりません。その場合には、Bの医療機関ですと2万円程度の上積みがある。それからAの方ですと、4万円近い金額が上乗せになるということですから、分娩入院費にその他費用を加えて、小計で出しておりますが、これよりもさらに2万円から4万円高い金額が負担になってくるという実態でありますので、その辺はお含みおきをいただきたいと思います。おおむね35万円前後の費用がもう既にかかっているんだということでの国の見直しでありますから、私どもも、国民健康保険の中で、年間25人から30人の対象者の給付をさせていただいておりますが、条例改正をしながら、適正に対応させていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと管轄と外れるかもしれませんが、名誉町民の50万円のお話と、35万円に1円も足せないのかというお話でありました。

私どもは、出産育児一時金という一つのとらえ方ではなくて、答弁書の中でも触れさ

せていただいておりますが、次世代育成の支援行動計画、生まれる前からの人的な相談機能ですとか、生まれてからの育児相談ですとかというソフトの事業、それから、働きながら子供を育てていくという、保育所でありますとか、幼稚園でありますとか、児童館でありますとかという施策も含めた中での一つの施策というところからお話をさせていただいているわけでありまして、名誉町民の50万円と出産育児一時金の比較ということではございませんので、総体的な支援策の中での、今ある出産育児一時金について上乗せが可能かどうかという議論については、今の時点では残念ながらできないということでの答弁だということについてご理解いただければというふうに思います。

それから、出産育児一時金の前借り制度のお話がありました。

私も窓口で総合サービスの方では出生届を受け、その後、国民健康保険の場合ですと、同時に健康保険に名前を入れる届け出をしていただきます。その時点で、出産育児一時金につきましても、支給をさせていただく手続をさせていただきます。質問者おっしゃられるように、今お金がなくて、実は急いで欲しいんだというケースもございます。その場合には、前借り制でということではなくて、ふだんの日数よりも早く窓口払いをするだとか、口座振替をさせていただくという方法で、必ずしも役場主導で1カ月たたないと払わないぞということではなくて、適宜そういう対応をさせていただいております。それで十分かどうかという問題については、今後の課題としてまた検討させていただいて、研究をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 私の方から、小児科についてのお話をさせていただきますけれども、小児科の分野でございますけれども、生まれてから15歳までの医療ということになりまして、産科から退院されてから診療することになります。ご理解願いたいと思います。

小児科の医療分野でございますけれども、生まれてから15歳までの医療になります。ですから、産科から退院された新生児からの診療をすることになりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 町民課の課長に答弁いただきました。僕、50万円の部分と、この出産育児一時金の部分を加えて調合したようにしてどうなんだという比較をしてくれという質問ではなかったと思います。非常にそういうふうにとられてしまうと、残念です。

出産一時金の30万円というのは、30万円全部一般会計からの繰り出しじゃなくて、一時繰り出しですけれども、後に何%か返ってきますね、国の方から。いろいろな名前を、私難しいことはわかりませんが、財政の課長のところに行ってお聞きしましたら、そういうのがありますよと、何%で何円なのか、それはお聞きしておりません。

ところが、50万円という部分については、一般会計の繰り出しですべて100%じゃないですか。後で返ってくる部分というのは何もないんですよ。そうじゃないですか。だか

ら、そういう部分を考えて、人口が1人当たりふえる、そうすると、交付税がもらえる。出しっ放しではないということを僕は言いたいんですよ。

だから、先に少しぐらい出したっていいんじゃないですかと、何かおかしいこと言っていますか。それが理解できないということが理解できないんですよと言っているんです。ご理解賜りたいといったって、できなくなってしまう。

町政執行か何かの部分で、ちょっと資料が——ちょっとお待ちください。厚岸町次世代育成支援行動計画、この中のPの19から21の中で、施策の目標、母と子供の健康の確保増進の中で、安心して妊娠出産が、育てができるようにとあります。6ページに、人口推移と少子化動向の表を見て、そのうちに会う人、会う人65歳以上の人がばかりになってしまうと思えるような文章が書いてあります。P25に第二部行動計画、地域における子育ての支援の中で24から29ページに、育った子供を対象の話で、生まれてきやすい、産みやすい環境づくりということについても書いてあります。すべて言葉だけで終わってしまうような気がします。

先ほど1番議員さんもおっしゃっておいりました。言葉だけ羅列して、いいことばかり並べても、実行に移らないと何にもならない。何のためにこれをつくったのかとなってしまう。

町長、本当に町民は35万円程度もらっても、倍額かかっているということです。足りないんですよ、事実。ですから、本当に町民のためを思うのであれば、少子化を防ぐということを本当に真剣に思うのであれば、後で返ってくるお金ですから、一時ちょっと出してやってください。3回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思います。

たしか竹田議員は昭和34年生まれですね。昭和34年の厚岸町で生まれた方、453名です。平成17年は82人です。そういたしますと、約371名も少なくなっているという、これは現実の数字として、まずお話をさせていただきたいと思います。

少子化というのは全国的な課題であります。厚岸町にとりましても、地域活力の維持発展のためには、切実な問題であるととらえております。さらにはまた、お母さんからすれば、産み育てるには大変なお金がかかる。それも現実の問題として、今、竹田議員からご指摘をされたとおりであります。

そういう意味において、出産育児一時金というものを35万円にしたということであるかと思いますが、実はこの質問がありまして、いろいろと私も町政を推進する中において、少子化対策を重点課題としてとらえております。ところが、自治体でも上乗せをしている自治体があります。ところが、財政難の折ということで、やめた自治体もあります。また、やっている自治体もあります。

そういう中で、厚岸町はどうすべきか、私は前向きの答弁をしたいということで、財政事情等も考慮しながら、上乗せについてを何とか考えたいと思っておいりましたが、しかし、現在の財政事情では、大変厳しい現実です。ただ、先ほど名誉町民との関係でお話しされましたが、これは別の問題なんです。これは、後の条例でいろいろ質問があれ

ば、お答えをさせていただきたいと思いますが、少子化問題について、私は重要な課題と考えておりますので、財政事情が許すのであれば、竹田議員の質問に対しては前向きで考えていきたい、そのように思います。ですから、もう少し勉強させてください。厚岸町で上乗せできるかどうかの状況を踏まえながら、検討させていただきたい、そういうふうに考えますので、ひとつ私も町政の重要課題として考えておりますことをご理解いただきたいと思います。と存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、16番、竹田議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。休憩時間中に議員協議会を開催いたします。再開は3時半とします。
したがいまして、5番の一般質問は再開後行います。

午後2時59分休憩

午後3時40分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開とします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、中川議員の一般質問を行います。

●中川議員 私は、第1回定例会に当たりまして、さきに通告しておりましたアザラシ群からの漁業被害を防ぐための方策についてということでご質問させていただきます。

1点目といたしまして、ゴマフアザラシの適正管理の取り組みについて、町の考え方を示していただきたいと思います。

2つ目に、他町村の水産関係団体との取り組みについての例がありましたら、お示しをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、中川議員の一般質問にお答えいたします。

1点目のゴマフアザラシの適正管理の取り組みについて、町の考え方を示してほしいとお尋ねですが、平成15年4月に、鳥獣保護法が改正となり、保護対象としてアザラシ類が加わり、これに伴い、環境省では平成15年度から3年間でアザラシ類生息状況調査を実施いたしました。

平成15年に行った環境省の調査によると、5月から10月中旬までの調査では、大黒島や厚岸湾周辺の尻羽岬で、合わせて274頭のアザラシが確認され、そのうちゴマフアザラシはわずかに1頭だけが確認されました。

なお、毎年冬の時期に厚岸湖・湾で回遊性のゴマフアザラシは10頭程度確認しているとのことであります。

また、この生息調査は、今後アザラシ管理をどのようにしていくべきか、その方策を

探ることも目的の一つとされ、生息するアザラシの種類や環境及び漁法などが異なる地域である襟裳岬、厚岸、納沙布岬、羅臼をモデル地区とし、これらの地域の共通点や相違点を明らかにし、各地域に合った管理方法を検討するための調査であります。

今後、国や北海道においては、3年間に及ぶ調査結果をもとに、保護と沿岸漁業の調和を図る対策を講じていただきたいと考えておりますし、町といたしましても、他のモデル地域の実態や取り組みを参考に、国や北海道の動向を注視し、漁協と連携しながら、漁業者にどう支援できるか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の他町村の水産関係団体の取り組み例についてのお尋ねであります。襟裳岬周辺の漁業者や観光関係者がえりもシールクラブという団体を組織し、アザラシを観光に生かす取り組みや漁業被害調査、漁業被害防止対策、生態調査など、各種の調査研究や啓蒙普及などを行い、適正な生息数を把握し、ゼニガタアザラシと漁業との共存共栄を目指し活動している団体もあります。

このほか、アザラシによる漁業被害が大きい羅臼漁業協同組合に、平成16年度からゴマフアザラシの有害駆除が認められております。羅臼漁業協同組合が根室支庁の協力を得て、北海道から有害駆除が認められた背景には、羅臼漁業協同組合では、毎年流水時期にトドやアザラシによる漁業被害を受け、有害駆除を行ってきた実績があったことや、漁業被害のデータの蓄積や被害状況の写真など、漁業者の協力もあり認められたもので、80頭の許可頭数のうち、14頭のゴマフアザラシを駆除したと報道されております。

当町におきましては、漁業被害をもたらしているアザラシは、回遊性のゴマフアザラシではなく、定着性が強く希少種であるゼニガタアザラシのため、漁業被害に対する有害駆除の許可が環境省となることから、有害駆除の認可は極めて厳しい状況にあると考えますが、羅臼漁業協同組合における取り組みの例もあり、被害状況や漁業者の協力次第では、有害駆除できる可能性も残されていることから、漁協が中心となり、漁業者の協力を得ながら、有害駆除申請に必要な基礎データの収集や被害状況の写真など、申請に向けた準備として、基礎的資料の蓄積が必要と考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 5 番。

●中川議員 今、町長から1回目の答弁をいただきました。

答弁を聞きながら、答弁書を拝見させていただいておりました。町長、こんなことを言いましたら、それはちょっと余計なことだと議員さん方に言われるかもしれませんが、先ほどの南谷議員の一般質問で、18年度の水産関係予算、いろいろと質問させていただきました。町長そしてまた担当課長からいろいろなご配慮をいただきまして、これもそういうことから、18年度の主に組合に対する水産予算にいろいろとご配慮とご協力を賜りますことにつきまして、役員の一人として心からお礼を申し上げたいと存じます。

2回目の質問でございますが、今、町長からの答弁書を見させていただいておりますが、実はくどいようですけれども、課長もご案内のとおり、去年の6月にこのことで質問させていただいております。この答弁書の中にもありますように、羅臼がおととしに

なりますか、80頭の駆除をしたということで、非常に厚岸の定置網、白浜から門静、苫多にかけまして、漁民が非常に苦勞されておりますので、私もちょっと勉強不足でしたけれども質問させていただきましたら、向こうはゴマフ、それから厚岸はゼニガタアザラシですから、これは今、町長から答弁がありましたように、環境省の関係だから、なかなかできないんだと。今後、環境省の方に申し出ていきたいと、このような答弁で、私も非常に質問が下手なものですから、理事者の意見を上手に引き出すことができなかったわけではありますが、その後、議会をつくっております議会だよりで、私の質問等々を見ていただきました白浜の漁民、あるいは門静、苫多の皆さんが、この2月にかけて私のところに参りまして、まだまだ苦勞があるので頑張っていたきたい、そういうような要請も受けました。

それで、私が今回の定例会の質問材料にしたいと思ひまして、課長もご案内のとおり、アザラシ関係につきましては、帯広の畜産大学でグループによりまして研究されているそうございまして、ちょうど私の知り合いの先生が大学にいらっしゃいましたので、その先生を通じまして、そのグループで研究されている教授のいろいろなアドバイスをいただいております。

その結果、ファクスでちょうどいしたわけでございますが、これを見ておりましたも、教授からファクスいただいたんですけれども、いざすぐ、これだというのが、観光の材料にしないとか、せつかく送ってもらって悪いんですけれども、さっぱり参考になるものがなかったわけです。それで一つの中に、結局魚を食べる被害状況を、今この中にもありましたけれども、どのぐらい食われているか、それを環境省の方に被害状況を訴えたらどうかということが一つありまして、これだなと思ったんですけれども、彼らはあのような動物でして、どのぐらい食べるかわかりませんよね。私も大食らいの方ですから、いろいろなものがあれば幾らでも食べちゃうんですね。

それでまた、ある先生方に言いますと、今、水族館でアザラシを飼っていますよね。1日にバケツに3キロとか、5キロとか、それを水族館で与えています。その計算をして、補償に頑張ったらどうかということなんですけれども、でも、結局今言いますように、白浜から、門静から、苫多に魚が入って、目の前にいたら何ぼでも食べますよ。アザラシは酒を飲みませんけれども、サケでも何でも食べちゃうんですよね。だから、そんなものは例になりませんし、それは資料にはならないわけです。非常に困ってまして、なかなか上手な質問もできないわけなんですけれども。

それで、今回の定例会に当たりまして、3月3日が通告の最終日でございます、もう私が3日に行きまして通告させていただきまして、今質問していますように、5番目になったわけなんですけれども、結局、局長からアドバイスをいただきました。それで、13年の第2回目の定例会に、今、議長席に座っております稲井議員が質問しているそうでございます。それで、そのときの水産課長は、今、局長がそうなんでございまして、ちょうど13年から15年、ちょうど私がいないときでした。私もいなかったものですから、局長が課長になったのわかりません。課長そうですか、局長、そういうときに課長になったんですかということで、いろいろそのときの質問の議会だよりを探していただきまして、そして見つけていただきまして、それを参考にしたわけです。

それから私、漁民からもいろいろ言われているんですけれども、答弁では、1頭か2

頭しか確認されていないんだということですね。だけど、漁民が言うにはそんなことないんですね。だから、あなた方の資料のこれと漁民と全く話が合わないんです。だから、私、この表題に「アザラシ群」と使わせてもらったんです。「群」と使うだけアザラシがいるというんです、このゴマフアザラシが。だから、ゼニガタだけじゃないというんですね。だから、これを駆除するためにひとつ頑張っていたきたい、こういうことなんです。

それで、今の局長も水産課長のときに、今、我々厚岸漁業協同組合の専務理事をしています長谷川さんが参事時代に、水産課長と一緒に支庁に行かれて、これらについて一生懸命運動していただいたという経過も、3日の日に局長からお話を聞かせていただきましたが、それから見てもかなり時間が進んでいるんですけれども、さっぱりそうなんですよね。

課長もご案内のとおり、今は厚岸の沿岸は、先ほど町長からも南谷議員の質問に答えさせていただきましたけれども、昆布とかカキ、アサリですよね。そうすると、そこに尾っぽのついた魚がとれるとすれば、これは今私が言っています、白浜から苫多、門静にかけた定置網しかありませんよね。これをみんなこの生き物に食われてしまったら、漁民はどうしても困ってしまうわけです。だから、こんな質問の下手な私にでも、中川、頑張ってくれ、頑張ってくれといって来るわけです。ですから、しつこいやろうだなと思うでしょうけれども、やっぱり漁民の意思を町長なり、担当課長なりにお伝えして、漁民の苦しみというか、そういうあれをわかってほしいな。そしてまた、道の方やら、あるいは環境省の方に訴えていただきたいということで、さっきも言いましたけれども、くどい質問ですけれどもね。ただ、1頭か2頭しか見受けられません、漁民と私も船で行って見たわけでもないですから、あなた方の言うとおりのかもしれませんし、漁民がどうなのかもわかりません、言っていることが間違っているのかもしれませんし。ですから、これまた私たちも大いに勉強します。勉強しますけれども、課長もそういう面でご理解をいただいて、漁民の苦しみをわかっていただいてほしいな、このように思うわけでございますので、よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 2回目の質問に答えさせていただきます。

前回、今年の6月ですか、中川議員の方からアザラシのご質問を受けましてご答弁申し上げましたけれども、今回また再度アザラシの関係のご質問ということで、答弁をどのようにしたらいいかなということでいろいろ考えました。

そこで、まず趣旨に果たして沿えるかどうかわかりませんが、まず1点目として、大学の教授さんの方から資料をいただいたそうですけれども、そちらの資料では共存共栄ということが中心なのかなと思います。それで、平成15年4月から鳥獣保護法が改正になったということで、アザラシ類についても科学的な根拠をもとに保護管理を進めると。今まで全く法規制がなく駆除されていたものが、希少種も含めて、アザラシ類は保護することになったわけですから、それで法のもとに保護管理を進める。

町としては、北海道に対して、エゾシカ同様、管理計画というものを立てていただい

て、それで保護と沿岸漁業との調和を図る対策を講じていただきたい。ある一定の頭数になったら、駆除も含めた頭数管理、そういった管理計画を北海道の方ではつくっていただきたいということがまず1点目の共存共栄の道ということでもあります。

もう一点は、そういうことではなくて、どうしても駆除をしたいということです。それで、駆除にどうしてもこだわることであれば、有害駆除の申請という道があります。有害駆除申請という方法がございます。それを、先ほど答弁書にも書いてあるとおりなんですけれども、申請される方は、漁業者でも結構ですし、それから漁業協同組合でもいいということでもあります。申請人についてはこだわらないということでもあります。

それでは、仮に漁業協同組合が駆除の申請をしますということになりますと、漁業者の協力が不可欠ということでもあります。まず、漁業者の方から、被害の実態がわかる資料ということで、被害にある個々の漁業者からまず聞き取りと、被害の実態をまず聞くということ、聞き取る作業を組合を中心にやられて、それを組合がまとめるということでもあります。実態がわかればいいということで、聞き取りをして、被害の発生が確認できるもの、すなわち写真、その他ですね。要は、鳥とかに被害を受けている、網を差したときに、鳥の被害も中にはあるそうなので、トッカリグチという、頭だけでもげた状態に食べられる、それがトッカリ食いの食べ方だそうなので、そういった、これは明らかにアザラシだよという被害実態がわかる写真、それからそういった聞き取り、そういった細かいデータを取りそろえて、このぐらいの被害があるということをもとめる。それを町経由あるいはそのまま支庁に送ってもいいということで、有害駆除の申請をするという方法があると思います。

それを出しますと、支庁では、この書類がまだ足りないとか、こういうデータをもう少しいただきたいとか、そういった流れというか、漁業者にとって、そういった申請をしておく、支庁からそういった指導も入りますから、漁業者はリアルタイムといいますか、組合を含めて、今どういう状況になっているかというのが、少なくともその段階でわかると思います。そういったデータの積み重ねがありまして、北海道では完全に書類がそろったならば、環境省の方に申請を上げるということになります。

これはあくまでも、ゼニガタアザラシに対する漁業被害について申し述べていることです。先ほど中川議員の方から、ゴマフアザラシの方が少ないというお話がございましたけれども、ゴマフとゼニガタについては、色が違いますのではっきりわかるそうなのでありまして、それで、ゴマフについては灰色の地に黒いまだらがあるということと、それからゼニガタアザラシについては、黒地に白の模様ということで、わかるそうなので、これはゴマフとゼニガタを間違えて数を数えるということにはなっていないそうで、それであといろいろな調査といいますか、期間を設けて調査するわけですが、頭数を。陸上に上がっているアザラシの数、ゴマフはほとんど陸上に余り上がらないそうなんです。岩場に休んでいるのは、ほとんどがゼニガタだということと、それからゴマフとゼニガタについては、下地の色が根本的に違うということで、まず間違いないということと、1日に岩場を何回か調査をする。それで、その日の回数を何回か調査をして、一番多い頭数をその日の頭数として数えるということで、その期間を設けて数えておりますので、頭数についても間違いがないというふうに思っております。

以上が2回目のご答弁とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 5番。

●中川議員 これですら3回目になりますけれども、そうすると、これはあれですね、昼から行きますとも、私たちが言っているゴマフは余計いないと。いるのは、ゼニガタだと。それが私の6月の質問よりも、答弁いただきましたけれども、被害状況さえあれば、北海道を通じて環境省の方に行って、後での駆除はできるんだと、こういう解釈でいいわけですね。

（「はい」の声あり）

●中川議員 それで、今、課長が言いましたように、トッカリというのが、よくここもあるんだそうですけれども、刺し網でおいしいところだけ食べて、そして頭なり何なりが、今言われたように残しておくんだそうです。だからわかるんだそうですけれども、結局そうなりますと、これはこまい話なんですけれども、定置網の場合はみんな食っちゃいますから、何も残っていませんね。刺し網は網が傷んだり、頭だけね、あなたも漁師だからわかりますけれども、定置なんかの場合は、これは証明にならないんですよ。ほとんどもう何でも食べちゃいますから。しかも、こまい魚をとるのに、無地の網を使っていますから、わかるようにね。だから、白魚でも何でも食べちゃいますよね。逃げる網目がこまいですから、無地網使っていますから、みんな食っちゃうんですね。そうすると、私がさっき言ったように、データというか、資料が集まらないんですよ。

それで、これはどうかと思うんですけれども、先月の25日ころ、4支庁の、十勝から、根室、釧路とかけまして4支庁の漁協の役員の研修会が網走であったんですけれども、そのときにでも、かなり被害状況で、各役員さん、担当の役員さんから話が出てまいりまして、支庁さんたちも来ていますけれども、来賓なものですから、質問したいなと思っていても質問できなかったんですけれども、我々漁民の役員の気持ちというのは、支庁さん方は聞いて帰っていただいたと思うんですけれども、皆さんかなりこの問題で悩んでいるわけです。その講師も、漁連の幹部、上部なんかが講師でやっていますから、どこまで漁民の内容をわかるかどうかわかりませんが、定置なんかはそうなんです。刺し網は、ここで去年の秋あたりにニシンが来まして、その流れで春ニシンが来るんじゃないかといって漁師も期待して、刺し網なんかも新しくつくっているようですけれども、結局ニシンが来たり、魚が来て初めて網を刺して、そして生き物に食われて、被害なんかあるでしょうけれども、雑定の場合なんかわからないわけですよ、どのぐらい入って、どのぐらい食われているのか。

だから、今、羅臼の例も、この資料の中にも書いていただきましたけれども、流氷に上がって来るんだったら、数数えられますけれども、大黒に行ったらまた違いますけれども、ゼニガタも数を数えられると思うんですけれども、この冬はなかなかこれ、あなたもわかるように、流氷も入るわけでもないし、その上にアザラシが乗っちゃって、それをゴマフかゼニガタか、色で分別できますよと言ってもらいましたけれども、確認できな

いわけですよね。

だから、この辺が私さっき1回目ですべて言っていますように、資料の作成ができなくて、悩んでいるところなんですよね。ですから、その辺もっと、今四足のシカなんかも課長に答弁していただきましたけれども、あれもかなり被害がありまして、ようやく皆さんに動いていただきまして、今地域は限られていますけれども、駆除できていますよね。だから、そういうふうに、我々の海の、シカと同じような面ですので、もっとそれを道なり環境省に強く、北海道の皆さん、単協も苦悩していますので、厚岸町ばかりではないと思うんですけれども、これはそういうことで、大いに町長もそういう面で、皆さんで、関係町村長皆さんが一緒になって頑張って、シカ同様に駆除できるようにお願いしたいものだなと。大変失礼なことを言いますけれども、これは厚岸町だけでは進まないと思いますので、海に面した町村で、今後とも努力していただきたいのと、このようにお願いして3回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 3回目のご答弁をさせていただきます。

私も、事前に支庁の担当の方ともお話をさせていただきました。支庁の担当の方は、漁業者、確かに聞き取りといっても、正確な数字というのはつかめないだろうと。必ずプラスアルファというのは、そういうのはあるはずだなという話はしております。ですから、何円とか、何千円までという、そういった数字を求めているのではなくて、あくまでも漁業者からの聞き取りについては大まかなものでも構いません。しかし、プラスアルファというのは、例えば定置網でこういう被害があるのではないかと、アザラシがうろうろすることによって魚が入らない被害とか、そういった被害、プラスアルファは当然あるだろうと。そういったことも、その時点で話していただければなというようなお話もあります。

それから、追い払うための、アザラシ類を、例えば駆除まで行かなくても、駆除に日数がかかると、そういった場合に、追い払いの許可、そういったものはすぐ出せるように対応はしますというお話も向こうの方でしておりますので、支庁も決して門前払いということではないということをご理解いただいて、そのような形で今後進めてはいかかなということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 相談なんですけど、次に、谷口さんの一般質問になるんですけれども、どう。質問があすにまたがるようならまずいと思っているんですけれども、どうしましょうか。

（発言する者あり）

●議長（稲井議員） だから、本人も含めていかがしたらいいですかと、こういうことなんですよ。

(発言する者あり)

- 議長（稲井議員） やりたいとか、やりたくないでなく、本人の意向と皆さん方の意見を集約して進めたいと。

(発言する者あり)

- 議長（稲井議員） それでは、今日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時14分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 8 年 3 月 9 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員